

**第二次 国分寺市環境基本計画 実施計画  
(後期)**

**令和3年3月  
国分寺市**

## 目次

<b>第1章 実施計画の基本的事項</b> .....	<b>1</b>
1 実施計画の改定について .....	1
2 実施計画の目的と位置づけ .....	1
3 実施計画の計画期間 .....	2
4 実施計画の運用 .....	2
5 施策・事業の評価留意点 .....	3
6 実施計画とSDGsとの関係 .....	4
7 環境基本計画の施策体系 .....	6
<b>第2章 重点プロジェクト</b> .....	<b>8</b>
1 重点プロジェクトについて .....	8
2 重点プロジェクトと個別施策・評価の関連性.....	8
3 重点プロジェクト管理表 .....	10
<b>第3章 具体的施策</b> .....	<b>14</b>
実施計画 個別施策表の見方 .....	14
【自然環境】緑と水が調和した潤いのあるまち .....	15
【生活環境】安全・安心に暮らせるまち .....	27
【都市環境】環境に配慮した良好な都市空間を形成するまち.....	32
【地球環境】資源が循環し、エネルギーが有効に利用される地球にやさしいまち.....	38
【環境教育・環境学習】地域に学び、人のつながりや活動を生み出すまち.....	44
<b>参考資料</b> .....	<b>50</b>
<b>脚注</b> .....	<b>53</b>

## 第1章 実施計画の基本的事項

### 1 実施計画の改定について

国分寺市（以下「市」という。）では、第二次国分寺市環境基本計画（平成26年3月策定以下「環境基本計画」という。）に基づき、第二次国分寺市環境基本計画実施計画（以下「実施計画」という。）を策定し、環境の保全、回復及び創造に関する施策を推進してきました。

このたび、実施計画（中期）の計画期間（平成29年度から令和2年度）が満了するため、これまでの取組の成果や課題、社会情勢の変化による影響等を踏まえ、実施計画を改定しました。

### 2 実施計画の目的と位置づけ

実施計画は、環境基本計画に基づき、市の環境の保全、回復及び創造に関する施策について具体的な取組や、その目標値を定めることにより、環境基本計画に定める望ましい将来像「未来の子どもたちへ引き継ぐ こくぶんじの豊かな環境」を実現することを目的とします。

実施計画においては、環境基本計画に定めた「主な施策」や「重点プロジェクト<sup>1</sup>」について、それぞれの取組内容、目標値等を示します。（図1参照）

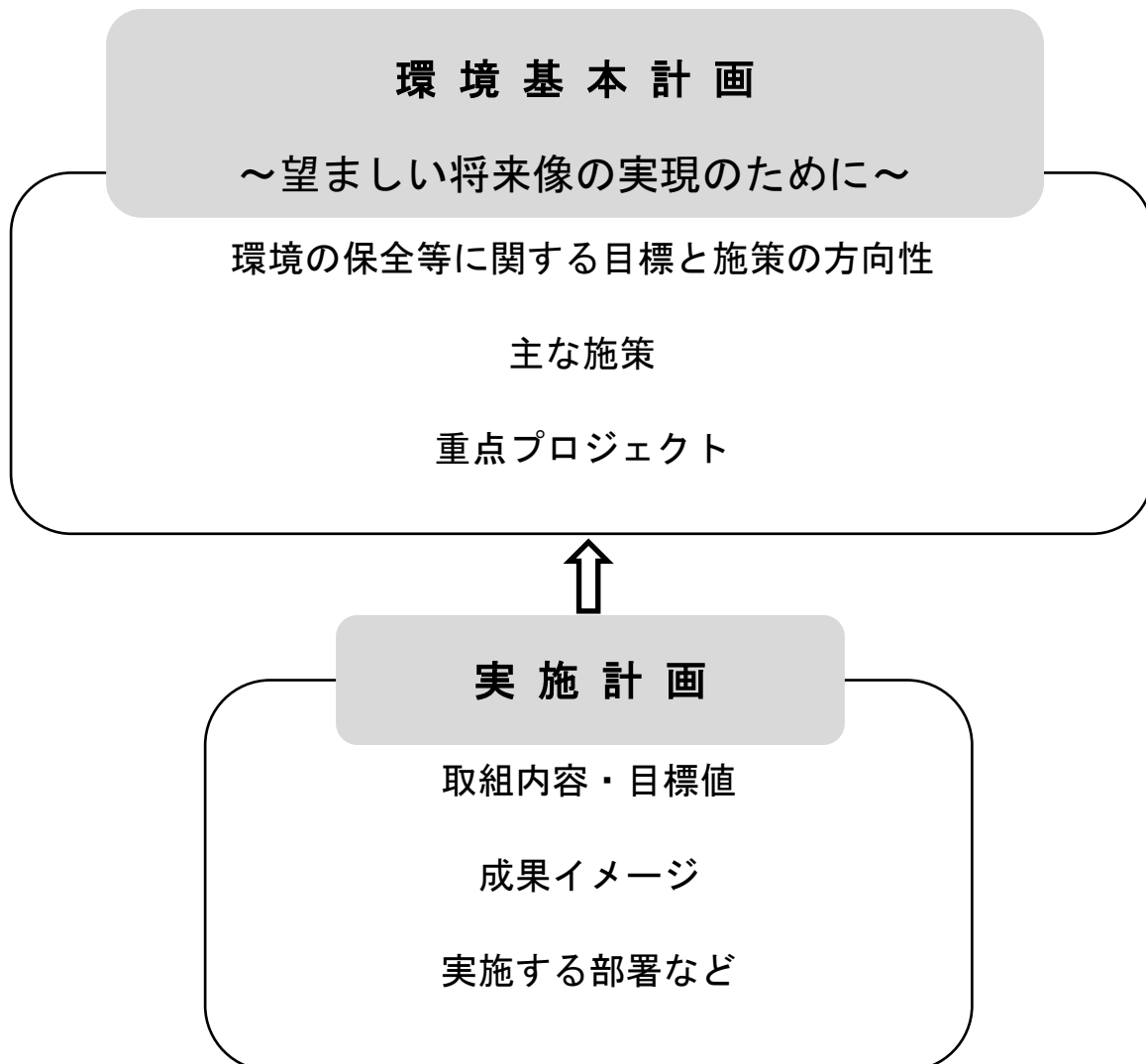


図1 実施計画の位置づけ

### 3 実施計画の計画期間

環境基本計画の計画期間である平成26年度から令和6年度の11年間の内、当初の3年間（平成26年度から平成28年度）を実施計画（前期）、平成29年度から令和2年度までの4年間を実施計画（中期）として運用を行いました。

残りの令和3年度から令和6年度の4年間を実施計画（後期）の計画期間とします。

なお、「国分寺市総合ビジョン」の計画期間との整合を図るため、環境基本計画の計画期間を1年間延長しました。（図2参照）

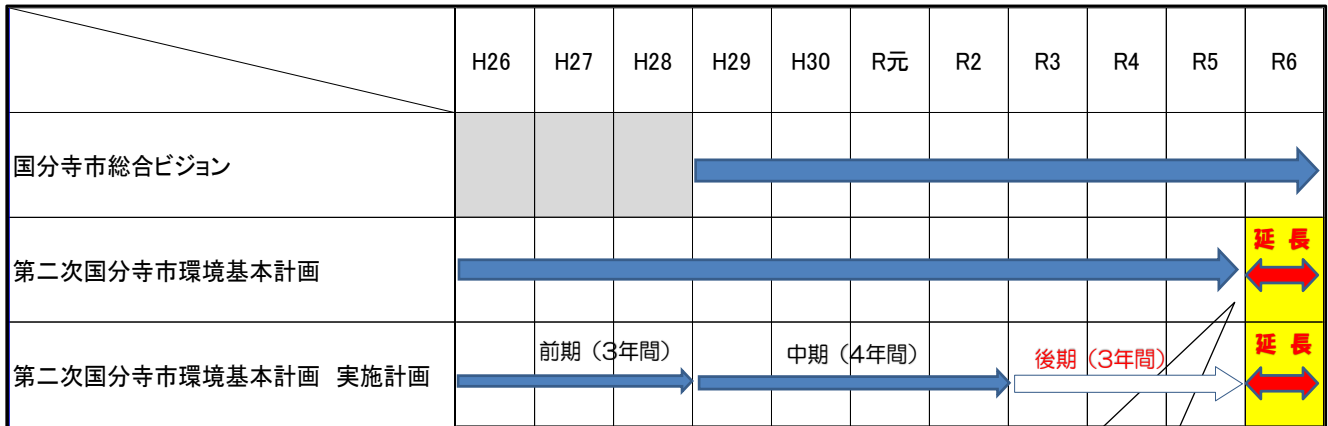


図2 環境基本計画等の計画期間

総合ビジョンとの整合

### 4 実施計画の運用

実施計画の運用は以下のとおり行います。

- ①Plan 環境審議会<sup>2</sup>・環境ひろば<sup>3</sup>等の意見を踏まえ実施計画を策定（改定）します。
- ②Do 担当課は実施計画や関連計画等に基づき所管する施策・事業を実施します。
- ③Check 担当課は毎年度事務事業評価等で施策・事業の評価を行います。  
環境推進管理委員会<sup>4</sup>において、施策・事業の進捗の管理・評価を行います。  
（評価結果については環境報告書<sup>5</sup>に取りまとめ公表します。）
- ④Act 担当課は評価の結果や緊急性、継続性、予算配分等の観点から施策・事業の方向性、目標値等を見直します。

上記②から④の作業を毎年度行います。（図3参照）

また、④によって見直しが必要であると判明した事項のうち、緊急性のあるものや目標値の修正等軽易な見直しは次年度の施策に反映させることとしますが、構造的な問題等、直ちに反映をさせることが困難な事項については、次期の環境基本計画や実施計画の改定作業において検討を行い、適宜反映をすることとします。

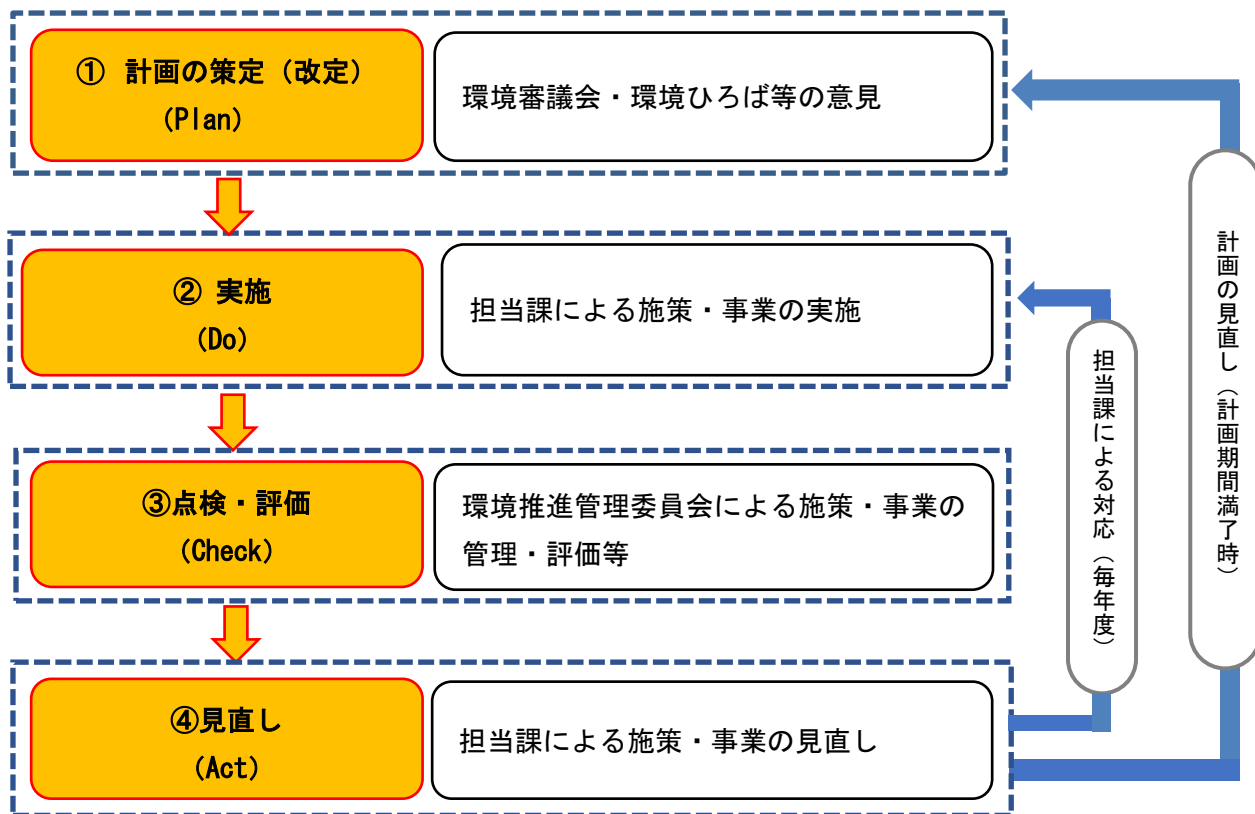


図3 実施計画の運用体系

5 施策・事業の評価留意点

「4 実施計画の運用」において施策・事業を評価する際には、以下の点に留意します。(図4参照)

- (1) 個々の取組内容にのみ着目するのではなく、施策・事業全体としての進捗よく、成果、有効性を総合的に評価します。また、あらかじめ設定した目標を達成できなかった場合には、その理由や対策等についても検討します。
- (2) 施策・事業が環境基本計画以外の計画等に基づいて行われるものであるときは、当該他計画等に基づく評価や事務事業評価の結果を考慮し判断します。
- (3) 重点プロジェクトの評価は、それぞれ結びつく施策の評価を総合して行います。評価結果は環境報告書にとりまとめ報告します。

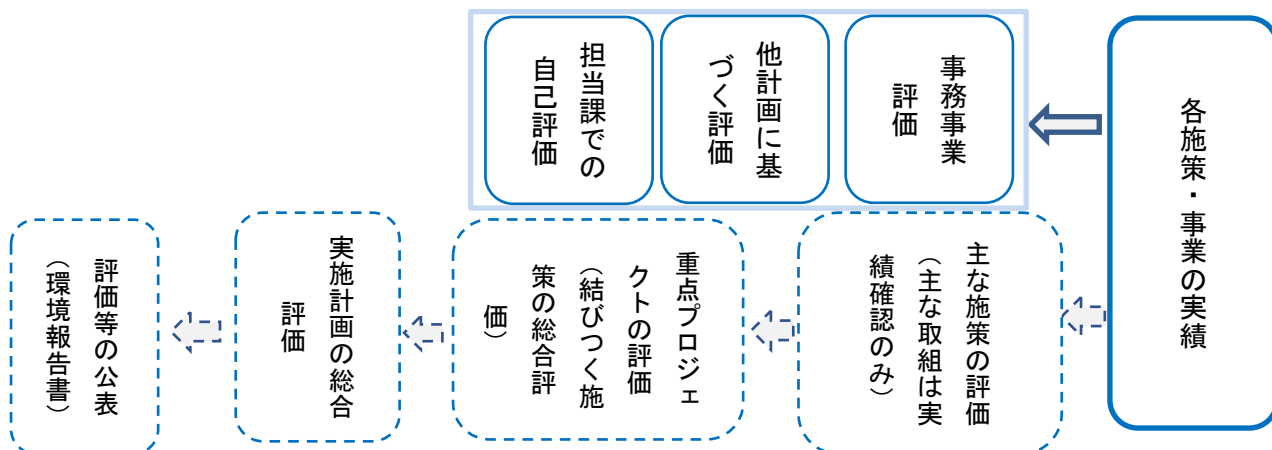


図4 施策・事業の評価方法

6 実施計画とSDGsの関係

(1) SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成27（2015）年9月にアメリカ合衆国・ニューヨークで開催された「国連持続可能な開発サミット」において、SDGsを中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択された国際目標です。

SDGs（持続可能な開発目標）は、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に総合的に取り組むことにより、「誰ひとり取り残さない」持続可能な社会の実現を目指すもので、17のゴール（国際目標）・169のターゲットが掲げられています。（図5・6参照）

日本では【持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の総合的向上が実現された未来への先駆者を目指す】ことをビジョンとする「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針（平成28（2016）年12月22日）SDGs推進本部決定」を定め、国全体での取組を推進しています。

その中で、地方公共団体においても、各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たってはSDGsの要素を最大限反映し、SDGs達成に向けた取組を促進していくことが求められています。



図5 SDGs 17のゴール（国際目標）

(2) 実施計画とSDGsの関係について、実施計画では【自然環境】、【生活環境】、【都市環境】、【地球環境】、【環境教育・環境学習】といったあらゆる環境分野に取り組むこととしており、個別の取組について、取組内容等から17のゴール（国際目標）の中で、特に関連の深いゴールを示し、持続可能な社会の実現に貢献しています。

また、他のゴールについても、実施計画と全く関わりがないものではなく、取組む方法や施策の着眼点により、実施計画に示していないゴールへの貢献が可能であると考えます。

(3) SDGs 「17のゴール（国際目標）」

 <p><b>1 貧困をなくそう</b></p> <p><b>1. 貧困をなくそう</b></p> <p>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	 <p><b>10. 人や国の不平等をなくそう</b></p> <p>各国内及び各国間の不平等を是正する</p>
 <p><b>2 飢餓をゼロに</b></p> <p><b>2. 飢餓をゼロに</b></p> <p>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>	 <p><b>11. 住み続けられるまちづくりを</b></p> <p>包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
 <p><b>3 すべての人に健康と福祉を</b></p> <p><b>3. すべての人に健康と福祉を</b></p> <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	 <p><b>12. つくる責任つかう責任</b></p> <p>持続可能な生産消費形態を確保する</p>
 <p><b>4 質の高い教育をみんなに</b></p> <p><b>4. 質の高い教育をみんなに</b></p> <p>すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>	 <p><b>13. 気候変動に具体的な対策を</b></p> <p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
 <p><b>5 ジェンダー平等を実現しよう</b></p> <p><b>5. ジェンダー平等を実現しよう</b></p> <p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う</p>	 <p><b>14. 海の豊かさを守ろう</b></p> <p>海持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
 <p><b>6 安全な水とトイレを世界中に</b></p> <p><b>6. 安全な水とトイレを世界中に</b></p> <p>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>	 <p><b>15. 陸の豊かさを守ろう</b></p> <p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
 <p><b>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</b></p> <p><b>7. エネルギーをみんなに、そしてクリーンに</b></p> <p>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>	 <p><b>16. 平和と公正をすべての人に</b></p> <p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
 <p><b>8 働きがいも経済成長も</b></p> <p><b>8. 働きがいも経済成長も</b></p> <p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>	 <p><b>17. パートナーシップで目標を達成しよう</b></p> <p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>
 <p><b>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</b></p> <p><b>9. 産業と技術革新の基盤をつくろう</b></p> <p>強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>	 <p><b>17. パートナーシップで目標を達成しよう</b></p> <p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>

※外務省が日本語訳したもの（関係各省庁においても同訳を引用）

図6 SDGs 17のゴール（国際目標）

7 環境基本計画の施策体系

環境基本計画の施策体系は以下のとおりです。

望ましい 将来像	環境分野・基本方針	施策の方向
未来の子どもたちへ引き継ぐ こくぶんじの豊かな環境	<b>【自然環境】</b> 緑と水が調和した 潤いのあるまち	1-1 緑と水のネットワークの形成
		1-2 緑の保全
		1-3 まちなかの緑化
		1-4 水環境の保全・整備
		1-5 都市農地の保全・活用
		1-6 生き物の生息空間の保全
	<b>【生活環境】</b> 安全・安心に暮らせるまち	2-1 生活環境の確保
		2-2 生活環境のモニタリング
		2-3 化学物質対策の推進
		2-4 食の安全性の確保
	<b>【都市環境】</b> 環境に配慮した良好な 都市空間を形成するまち	3-1 環境に配慮したみちづくり
		3-2 環境に配慮したまちづくり
		3-3 地域性豊かな景観の形成
	<b>【地球環境】</b> 資源が循環し、エネルギーが有効 に利用される地球にやさしいまち	4-1 地球温暖化対策の推進
		4-2 省エネルギー・省資源の促進
		4-3 再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの推進
		4-4 ごみの発生抑制、減量化・資源化の推進
	<b>【環境教育・環境学習】</b> 地域に学び、人のつながりや活動 を生み出すまち	5-1 環境教育・環境学習の推進
		5-2 人づくり、仕組みづくり



本実施計画においては、下表「主な施策」の具体的内容及び重点プロジェクトと「主な施策」の関連性について定めます。

実施計画において具体的に定める範囲

主な施策

- |                            |                          |
|----------------------------|--------------------------|
| 1. 拠点となる緑や水辺の保全・整備         |                          |
| 2. 樹林地などの適切な維持管理           | 3. 保存樹木等の指定              |
| 4. 公園・緑地の整備                | 5. 協働による維持管理             |
| 6. 公共施設の緑化                 | 7. 民有地の緑化                |
| 8. 湧水・地下水の保全・活用            | 9. 用水路の保全・活用             |
| 10. 野川整備事業の促進              | 11. 雨水浸透の促進              |
| 12. 都市農地の保全・活用             | 13. 都市農業を支援する人材の育成       |
| 14. 地産地消の推進                |                          |
| 15. 生き物の実態調査の実施            | 16. 外来生物対策               |
| 17. 生き物とのふれあいの機会の創出        | 18. 生物多様性に対する理解促進        |
| 19. 低公害車の導入の推進・普及啓発        | 20. 規制・基準などに関する事業者等への指導  |
| 21. 悪臭の発生防止                | 22. 生活騒音・振動対策の推進         |
| 23. 大気や水質などの測定             | 24. 空間放射線量などの測定          |
| 25. 化学物質に関する情報の収集・提供       | 26. 化学物質に関する事業者への指導      |
| 27. 食の安全性の情報提供             | 28. 食育の推進                |
| 29. 給食食品などの放射性物質濃度の測定      |                          |
| 30. 道路整備の推進                | 31. 自転車利用の推進             |
| 32. 良質な住環境の創出              | 33. 地域住民の交流によるまちづくり      |
| 34. まちの美化活動の促進             |                          |
| 35. 地域特性にあった景観づくり          | 36. 歴史遺産及び文化財の調査・保存・活用   |
| 37. 地球温暖化対策の計画的な推進         | 38. 地球温暖化への適応            |
| 39. 省エネルギー・省資源行動の促進        |                          |
| 40. 再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの推進 |                          |
| 41. ごみの発生抑制                | 42. ごみの減量化・資源化の推進        |
| 43. ごみ減量や分別などの普及啓発         |                          |
| 44. 多様な主体による環境教育・環境学習の推進   | 45. 地域資源を活用した体験型学習の推進    |
| 46. 環境学習に関する情報提供、学習教材づくり   | 47. 環境活動の促進と支援           |
| 48. 環境教育・環境学習の機会の促進        | 49. 地域リーダーの育成、ネットワーク化の支援 |

重点プロジェクト（9プロジェクト）

## 第2章 重点プロジェクト

### 1 重点プロジェクトについて

重点プロジェクトは、環境基本計画において以下のとおり定義されています。

望ましい将来像を実現するため、市民ワークショップによる提案、環境推進管理委員会の提言をもとに、9つの重点プロジェクトを設定しました。

重点プロジェクトは、環境基本計画を具体的に推進することを目的としており、主な施策、具体的な施策の中から、分野横断的に相乗効果を発揮するような重要性の高い施策により構成しています。また、毎年度の進ちょく状況を点検・評価し、進め方の見直しを行います。(環境基本計画P.60より)

重点プロジェクトは以下の9つです。

- ①在来生物の種や生態系など生物多様性の保全に向けた取組の推進
- ②地産地消の推進による都市農業の支援
- ③野川、用水路及び湧水などの地域資源の保全・活用
- ④安全・安心な暮らしの確保に向けた調査と情報提供
- ⑤自転車・公共交通機関の利用促進
- ⑥歴史的景観や文化財の保全・活用
- ⑦資源循環型のまちづくりの推進
- ⑧環境負荷の少ないライフスタイルの促進
- ⑨環境面における参加と協働による地域の活性化の推進

### 2 重点プロジェクトと個別施策・評価の関連性

#### ・実施計画（前期）

重点プロジェクトは環境基本計画の「主な施策」を構成する「具体的な施策」（取組）と関連付けられていました。

また、評価の対象を主に「具体的な施策」（取組）としており、重点プロジェクトそのものの評価を確認できませんでした。

#### ・実施計画（中期）

施策の評価の単位を「主な施策」ごとに行い、重点プロジェクトを「主な施策」と関連付けました。

また、「主な施策」の評価を総合して重点プロジェクトの評価を行うことで全体的な評価を行いました。

#### ・実施計画（後期）

実施計画（中期）での施策評価の関連性を継承し、重点プロジェクトを「主な施策」と関連付け、「主な施策」の評価を総合して重点プロジェクトの評価を行うこととします。(図7参照)

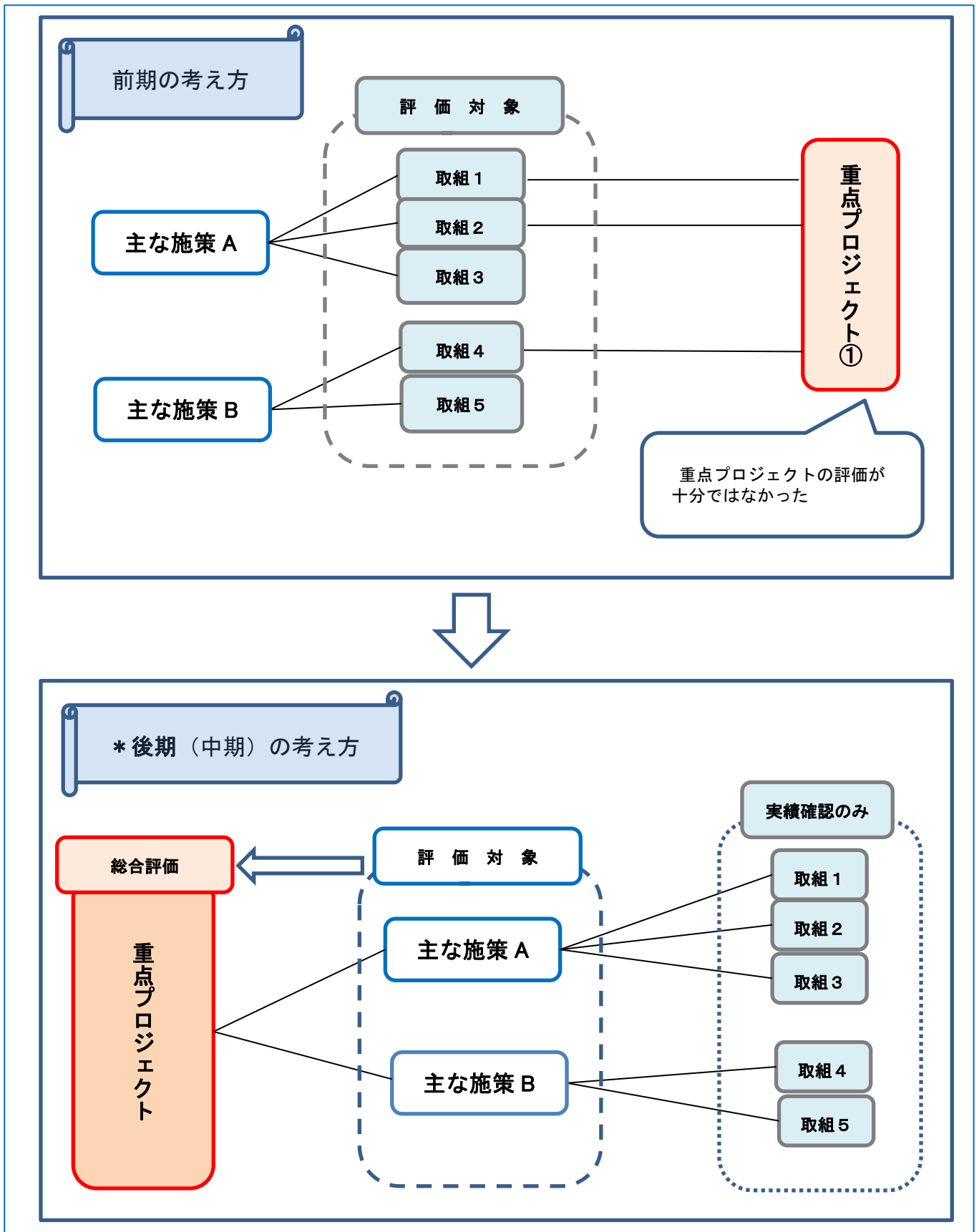


図7 重点プロジェクトと個別施策・評価の関連性

### 3 重点プロジェクト管理表

以下に9つの重点プロジェクトとそれぞれに関連付けられる「主な施策」を示します。

プロジェクト番号	プロジェクト名	環境分野
①	在来生物の種や生態系など生物多様性の保全に向けた取組の推進	自然環境
背景・目的	<p>国分寺市の地形的特徴である「国分寺崖線」を中心とした崖線緑地、樹林地、都市農地や屋敷林、お鷹の道・真姿の池湧水群、野川及び姿見の池などの国分寺の緑と水は、多様な動植物の生息域であると同時に、市民と自然との関係をつなぎ直してくれるかけがえのない存在です。都市化の進展にともなって寸断化が進んでいる、これらの緑地や水辺を有機的に連続させて緑と水のネットワーク化を進め、そこに息づいている生き物たちとの共存共生を図っていきます。</p>	
関連する主な施策	1 拠点となる緑や水辺の保全・整備	
	5 協働による維持管理	
	12 都市農地の保全・活用	
	15 生き物の実態調査の実施	
	18 生物多様性に対する理解促進	

プロジェクト番号	プロジェクト名	環境分野
②	地産地消の推進による都市農業の支援	自然環境
背景・目的	<p>農地は、新鮮で安全な野菜の供給基地であるばかりではなく、生き物の生息空間、雨水の保水、地下水の涵養、景観の形成、災害時の避難場所など、様々な機能を有しており、地域の貴重な緑となっています。</p> <p>しかし、市域の西部（府中街道以西）に多くの農地が残されているものの、宅地化によって農地の分断・減少が進んでいます。昭和59年に256ヘクタールあった農地は約4割が失われ、平成24年には、159.5ヘクタールとなっています。</p> <p>このような減少傾向の農地を守るためには、市内産農産物の利用を促進し、営農が続けられる状況を保つことが必要です。そのためには、市内産農産物の流通を促進し、農業に対する理解と関心を高めることが欠かせません。このため、農地を担う都市農業を支援し、環境への負荷の少ない国分寺ならではの豊かな食生活の普及、農への参加を通じたふれあい・交流を広げます。</p>	
関連する主な施策	12 都市農地の保全・活用	
	14 地産地消の推進	
	45 地域資源を活用した体験型学習の推進	

プロジェクト番号	プロジェクト名	環境分野
③	野川、用水路及び湧水などの地域資源の保全・活用	自然環境 環境教育・環境学習
背景・目的	<p>現在市内には、名水百選の一つに指定されている「お鷹の道・真姿の池湧水群」などの湧水や、市内の湧水を水源とし多摩川に合流する全長 20km ほどの一級河川である野川、玉川上水からの分水である砂川用水などの水辺があります。</p> <p>水を取り巻く国分寺の近世の歴史を振り返ると、国分寺村分水（恋ヶ窪用水）をはじめ新田開発とともに整備された野中新田分水、中藤新田分水など用水路網は人々の暮らしに欠かせないものでした。これらの用水路も、昭和 30 年代までは清流の面影をとどめていましたが、昭和 40 年代になると、砂川用水など一部を除き通水を停止、荒廃が進みました。用水路は歴史遺産であり、適切に保存し、活用していくことが大切です。</p> <p>また、野川は市内唯一の河川ですが、コンクリート三面張りの護岸になっており、生き物が生息しにくい環境であり、親水性に乏しく、景観形成上も良好とはいえない状態です。野川や用水路は、親水化に向けた整備を進める必要があります。</p> <p>国分寺の自然を特徴づけ、多様な生き物を育み、自然とのふれあいを提供し、歴史・文化を伝えてくれる、いわば地域の資源ともいえる水辺を守り、活用します。</p>	
関連する主な施策	<p>8 湧水・地下水の保全・活用</p> <p>9 用水路の保全・活用</p> <p>10 野川整備事業の促進</p> <p>45 地域資源を活用した体験型学習の推進</p>	

プロジェクト番号	プロジェクト名	環境分野
④	安全・安心な暮らしの確保に向けた調査と情報提供	生活環境
背景・目的	<p>東日本大震災以降、安全・安心な暮らしに対する関心が高まり、情報の重要性が改めて認識されています。市民の安全・安心な暮らしの確保に向けて、大気、水質などの測定、各種調査を実施しています。引き続き、大気などのモニタリングや化学物質対策を進めていく必要があります。</p> <p>農薬の過度の使用や遺伝子組換え食品、食品添加物、放射性物質など、安全で健康的な食生活への不安が高まっていることから、正確な情報公開・提供を行うなど、食の安全性を確保していく必要があります。</p> <p>このため、身の回りの多種多様な化学物質、食の安全性、放射性物質などについての適切な情報の収集とわかりやすく提供する仕組みを確立します。</p>	
関連する主な施策	<p>23 大気や水質などの測定</p> <p>24 空間放射線量などの測定</p> <p>25 化学物質に関する情報の収集・提供</p> <p>29 給食食品などの放射性物質濃度の測定</p>	

第2章 重点プロジェクト

プロジェクト番号	プロジェクト名	環境分野
⑤	自転車・公共交通機関の利用促進	都市環境 地球環境
背景・目的	<p>自転車は、環境負荷の少ない乗り物として、日常的に広い年齢層で利用されています。誰もが安心して、安全に自転車に乗ることができる環境をつくるには、歩行者と自転車が安全に共存できるようにするためのまちづくりや、通行ルールの徹底、放置自転車を減少させるための方策が求められています。また、自家用車の利用を控え、二酸化炭素の排出の少ない電車やバスなどの公共交通機関を利用することで、交通の流れの円滑化や1人あたりの二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）をはじめとした温室効果ガスの排出抑制などの効果が期待できます。このため、自転車や公共交通機関の利用促進に向けた普及啓発をするとともに、自転車が安全・快適に走行できる道路空間を確保します。</p>	
関連する主な施策	31 自転車利用の推進	
	37 地球温暖化対策の計画的な推進	

プロジェクト番号	プロジェクト名	環境分野
⑥	歴史的景観や文化財の保全・活用	都市環境 環境教育・環境学習
背景・目的	<p>市は、国分寺崖線や樹林地、農地、お鷹の道・真姿の池湧水群、史跡武蔵国分寺跡、用水路などの地域資源、それにつながる歴史的景観や文化財を有しており、これらを後世に残していくことが大切です。地域の自然やそれに関わる地域の暮らしや文化を学ぶことは、郷土愛を育むとともに、自然と共存して暮らす知恵と工夫を生み出すきっかけとなることから、市の歴史・文化をテーマとした環境教育・環境学習を推進します。</p>	
関連する主な施策	4 公園・緑地の整備	
	36 歴史遺産及び文化財の調査・保存・活用	

プロジェクト番号	プロジェクト名	環境分野
⑦	資源循環型のまちづくりの推進	地球環境
背景・目的	<p>地球温暖化の原因となる二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）をはじめとした温室効果ガスの排出抑制、最終処分場の延命化のためには家庭ごみ（もやせるごみ、もやせないごみ）の減量が必要です。ごみ・資源物量全体及び1人1日あたりのごみ排出量は、減少していますが、未だにもやせるごみに資源物が混入されていることから、ごみの分別について、指導、啓発をさらに続けていく必要があります。また、ごみの有料化や個別収集システムの導入を契機にして、着実なごみ減量に向けた数値目標を設定し、実現を図る必要があります。さらに、市民生活、事業活動などの各段階において、ごみの発生そのものが少ない社会を目指し、ごみが資源・エネルギーとして再利用できる資源循環型のまちづくりへの転換を市民・事業者等・市が一体となって推進していきます。また、地球温暖化の原因となる二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）をはじめとした温室効果ガスの排出抑制のための対策として、資源循環型のまちづくりを推進します。</p>	
関連する主な施策	42 ごみの減量化・資源化の推進	
	43 ごみ減量や分別などの普及啓発	
	44 多様な主体による環境教育・環境学習の推進	

プロジェクト番号	プロジェクト名	環境分野
⑧	環境負荷の少ないライフスタイルの促進	地球環境 環境教育・環境学習
背景・目的	<p>地域全体でエネルギーや二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）を抑制するためには、節電・省エネルギーの推進に比べ、住宅・建築物や都市、交通などをエネルギーやCO<sub>2</sub>排出の少ないものへと変えていくまちづくりが求められています。</p> <p>東日本大震災を契機に、節電や省エネルギーに対する市民の意識が高まっていることから、こうした機運をとらえ、地球温暖化防止に向けた二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）をはじめとした温室効果ガスの排出抑制と、エネルギー利用効率のよい環境負荷の少ないライフスタイルへの転換を促進します。日常的に温室効果ガスの発生やエネルギーの無駄な消費を抑えるとともに、家庭や事業所でも取り組める方策として、太陽光発電、太陽熱利用システム、コージェネレーション、蓄電装置などの積極的活用や、省エネルギー型の製品への転換などを進めることも重要になっています。</p>	
関連する 主な施策	39 省エネルギー・省資源行動の促進	
	40 再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの推進	
	44 多様な主体による環境教育・環境学習の推進	
	46 環境学習に関する情報提供、学習教材づくり	

プロジェクト番号	プロジェクト名	環境分野
⑨	環境面における参加と協働による地域の活性化の推進	環境教育・環境学習
背景・目的	<p>環境負荷の少ない持続可能な社会を次世代の子どもたちへ継承していくためには、一人ひとり、各事業所が環境に配慮した行動を実践し、広く展開していくことが重要です。</p> <p>また、公民館や自治会、町内会などで地域のお祭りや懇談会、クリーン運動、地域の学校づくりなどの中に環境教育・環境学習を取り入れることで、自然なかたちで省エネルギーや省資源、ごみ減量などの意識が高まり、地域社会のつながりやふれあいを深めながら環境面の活動の推進を図ることができます。</p> <p>このように、地域での環境面における参加と協働の機会を通じ、地域への関心・理解を深め、課題解決の実践・体験を基本とする環境教育・環境学習を展開していきます。</p>	
関連する 主な施策	48 環境教育・環境学習の機会の促進	
	49 地域リーダーの育成、ネットワーク化の支援	



### 第3章 具体的施策

#### 実施計画 個別施策表の見方

施策の方向

#### 1-1 緑と水のネットワークの形成

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係
1	拠点となる緑や水辺の保全・整備	① 在来生物の種や生態系など生物多様性の保全に向けた取組の推進
目的	国分寺崖線や西恋ヶ窪緑地、お鷹の道・真姿の池湧水群、姿見の池などの拠点となる緑や水辺の積極的な保全・維持管理を進めます。また、国3・2・8号線や野川整備事業、都市計画道路などの整備にあたっては、連続性のある新たな緑の創出を図り、沿道及び周辺の緑、水辺とのネットワークの形成を図ります。	

主な施策の内容

取組を実施している部署

主な施策における取組の内容

計画期間満了時の成果イメージ

取組内容に関連するSDGs

取組	内容	4年後のイメージ			該当するSDGs	担当課						
(1) 真姿の池湧水群の保全・維持管理	都指定名勝「真姿の池湧水群保存管理計画」に基づき、指定地内の湧水及び雑木林景観の保全、維持管理を行います。	都指定名勝「真姿の池湧水群保存管理計画」に基づき、指定地内の湧水及び雑木林景観が保全され、維持管理が適切に行われています。			6, 11, 15	ふるさと文化財課						
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">年度別指標</td> <td>R 3</td> <td>R 4</td> <td>R 5</td> <td>R 6</td> </tr> <tr> <td>維持管理（樹木の剪定、除草作業） 管理者と協議</td> <td colspan="3">→ 継続 →</td> </tr> </table>	年度別指標	R 3	R 4			R 5	R 6	維持管理（樹木の剪定、除草作業） 管理者と協議	→ 継続 →		
年度別指標	R 3		R 4	R 5	R 6							
	維持管理（樹木の剪定、除草作業） 管理者と協議	→ 継続 →										

年度ごとの取組内容・目標

同様の取組を継続する事業は→で表示

年度ごとの目標値に累計値を用いる場合など、必要に応じて基準となる令和2年度実績等を記載

※施策等の管理のため、以下のとおり定めます。

- ・重点プロジェクトは○付きの数字（①から⑨）、主な施策は数字（通番1から通番49）、取組は（ ）付きの数字（1）から（103）で記載することとします。

また、「再」が付されている取組は、既に別の主な施策との関連で掲載済である取組を付して区分することとします。



【自然環境】 緑と水が調和した潤いのあるまち

1-1 緑と水のネットワークの形成

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係
1	拠点となる緑や水辺の保全・整備	① 在来生物の種や生態系など生物多様性の保全に向けた取組の推進
目的	国分寺崖線や西恋ヶ窪緑地、お鷹の道・真姿の池湧水群、姿見の池などの拠点となる緑や水辺の積極的な保全・維持管理を進めます。また、国3・2・8号線や野川整備事業、都市計画道路などの整備にあたっては、連続性のある新たな緑の創出を図り、沿道及び周辺の緑、水辺とのネットワークの形成を図ります。	

取組	内容	4年後のイメージ	該当する SDGs	担当課								
(1) 真姿の池湧水群の保全・維持管理	都指定名勝「真姿の池湧水群保存管理計画」に基づき、指定地内の湧水及び雑木林景観の保全、維持管理を行います。	都指定名勝「真姿の池湧水群保存管理計画」に基づき、指定地内の湧水及び雑木林景観が保全され、維持管理が適切に行われています。	6, 11, 15	ふるさと文化財課								
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">年度別指標</td> <td>R 3</td> <td>R 4</td> <td>R 5</td> <td>R 6</td> </tr> <tr> <td>維持管理(樹木の剪定、除草作業) 管理者と協議</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">→ 継続</td> </tr> </table>	年度別指標	R 3	R 4	R 5	R 6	維持管理(樹木の剪定、除草作業) 管理者と協議	→ 継続				
年度別指標	R 3		R 4	R 5	R 6							
	維持管理(樹木の剪定、除草作業) 管理者と協議	→ 継続										
(2) 国分寺崖線の保全	国分寺崖線の区域内での開発事業では、まちづくり条例に基づく開発事業の整備基準に基づき、敷地内の緑地などを開発区域外の緑地などと連続する配置となるように協議します。	①開発事業における新たな緑の創出、緑の連続性に配慮した緑化の配置により、国分寺崖線の緑の保全及び国分寺崖線区域における新たな緑の創出が図られています。 ②国分寺崖線区域内の開発事業に対する緑化協議を行うことで、国分寺崖線における緑地減少を防ぎ既存の緑の保全が図られています。	6, 11, 15	①まちづくり推進課 ②緑と建築課								
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">年度別指標</td> <td>R 3</td> <td>R 4</td> <td>R 5</td> <td>R 6</td> </tr> <tr> <td>①国分寺崖線区域内の開発事業における緑化の配置の協議 ②国分寺崖線の区域内での開発事業では、まちづくり条例による整備基準に基づき協議を実施(協議案件に対し全てが基準を達成)</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">→ ① ② 継続</td> </tr> </table>	年度別指標	R 3	R 4	R 5	R 6	①国分寺崖線区域内の開発事業における緑化の配置の協議 ②国分寺崖線の区域内での開発事業では、まちづくり条例による整備基準に基づき協議を実施(協議案件に対し全てが基準を達成)	→ ① ② 継続				
年度別指標	R 3		R 4	R 5	R 6							
	①国分寺崖線区域内の開発事業における緑化の配置の協議 ②国分寺崖線の区域内での開発事業では、まちづくり条例による整備基準に基づき協議を実施(協議案件に対し全てが基準を達成)	→ ① ② 継続										
(3) 湧水及び地下水の保全・活用	「湧水及び地下水の保全に関する条例」に基づき、保全に努めます。また、湧水に関するイベントを実施し、湧水地を活用します。	湧水源周辺の対象となる大型開発事業における適切な協議の実施、定点観測の実施をすることにより湧水及び地下水の保全が図られています。また、湧水めぐりによって、市民の湧水や地下水への関心が高まっています。	4, 6, 11	緑と建築課								
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">年度別指標</td> <td>R 3</td> <td>R 4</td> <td>R 5</td> <td>R 6</td> </tr> <tr> <td>湧水源周辺の対象となる大型開発事業における適切な協議実施 地下水位観測(35か所) 湧水量観測(12か所) 湧水めぐり(真姿の池湧水群など)を実施年1回</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">→ 継続</td> </tr> </table>	年度別指標	R 3	R 4	R 5	R 6	湧水源周辺の対象となる大型開発事業における適切な協議実施 地下水位観測(35か所) 湧水量観測(12か所) 湧水めぐり(真姿の池湧水群など)を実施年1回	→ 継続				
年度別指標	R 3		R 4	R 5	R 6							
	湧水源周辺の対象となる大型開発事業における適切な協議実施 地下水位観測(35か所) 湧水量観測(12か所) 湧水めぐり(真姿の池湧水群など)を実施年1回	→ 継続										

取組	内容		4年後のイメージ		該当する SDGs	担当課
(4) エックス山等市民協議会との協働による緑地保全	エックス山等市民協議会と意見交換を行いながら、西恋ヶ窪緑地整備方針に基づき適切な緑地の保全と若返りを推進します。		西恋ヶ窪緑地整備方針に基づき適切な緑地の保全が図られています。		15, 17	緑と建築課
	年度別指標	R 3	R 4	R 5	R 6	
市民協議会会議（意見交換）4回 協議定例会作業（下草刈りや困り作業や修理等）32回		→ 継続				
(5) 市民団体との協働による緑地や用水路の維持管理	姿見の池緑地や砂川用水路などの緑地や用水路の適正な維持管理を市民団体と協働で行います。		市民団体との協働による維持管理によって、姿見の池緑地や砂川用水路などの緑地や用水路の生物の生息空間の保全が図られています。		6, 15, 17	緑と建築課
	年度別指標	R 3	R 4	R 5	R 6	
定例作業（草刈りや植栽管理）の実施及び意見交換適宜実施		→ 継続				
(6) 緑のネットワークの創造	都市計画道路国3・2・8号線の環境施設帯や国3・4・6号線の街路樹などの緑をつなげて、緑のネットワークを創造します。		東京都施行による国3・2・8号線の環境施設帯の整備に連動して国3・2・8号線沿道地区の地区計画を適切に運用することで街路樹の緑と調和したまちなみの形成が図られています。		11, 15	まちづくり計画課
	年度別指標	R 3	R 4	R 5	R 6	
街路樹の緑と調和したまちなみを形成するための事項等を盛り込んだ国3・2・8号線沿道地区の地区計画の適切な運用		→ 継続				

### 1-2 緑の保全

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係
2	樹林地などの適切な維持管理	—
目的	市内の公有化した樹林地や、街路樹などの緑は、防犯面や景観面等から、適切に維持管理を行います。保存指定樹林地については、所有者に適切な維持管理の協力を依頼します。	

取組	内容		4年後のイメージ		該当する SDGs	担当課
(7) 緑地の保全	樹林地や崖線緑地の適切な維持管理を行います。		安全・安心で隣地状況等に配慮した適正な管理が図られた緑地保全ができています。		15	緑と建築課
	年度別指標	R 3	R 4	R 5	R 6	
樹林地8か所（はけ通り樹林地・平兵衛樹林地ほか）及び崖線緑地6か所（国分寺崖線緑地の西町地域、東元町地域の一部ほか）のせん定、伐採、除草など		→ 継続				

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係
3	保存樹木等の指定	—
目的	既存の保存樹木・保存指定樹林地については、引き続き「国分寺市の緑の保護と推進に関する条例」に基づき継続指定します。また、市内に残る貴重な樹木については、所有者の同意を得ながら、保存樹木の追加指定を行います。	

取組	内容	4年後のイメージ			該当するSDGs	担当課
(8) 保存樹木・保存樹林地の指定	貴重な樹木などについては、「国分寺市の緑の保護と推進に関する条例」に基づき、所有者の同意を得て保存樹木などの指定を行い、保全します。	緑保全を推進し、市民の緑化意識の向上が図られています。			6, 15	緑と建築課
保存樹林地19件、保存樹木320件（R元年度末）	年度別指標	R3	R4	R5	R6	
	保存樹木などの指定継続 広報活動としてHPでの呼びかけ 年1回以上	継続				

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係
4	公園・緑地の整備	⑥ 歴史的景観や文化財の保全・活用
目的	国指定史跡武蔵国分寺跡などの歴史公園の整備や、都市計画公園・都市計画緑地の整備を進めます。また、一定規模以上の開発事業については、「国分寺市まちづくり条例」に基づき、子どもの遊び場、地域住民の憩いの場として身近な公園の設置を促進します。	

取組	内容	4年後のイメージ			該当するSDGs	担当課
(9) 歴史公園の整備	「国指定史跡武蔵国分寺跡附東山道武蔵路跡保存管理計画」等に基づき、史跡武蔵国分寺跡などの歴史公園の整備を進めます。	僧寺中樞地区が市立歴史公園として供用開始され、史跡の整備・活用が適切に行われています。			11, 15	ふるさと文化財課
	年度別指標	R3	R4	R5	R6	
	南門地区第1工区の整備。武蔵国分寺跡の参道・南門・伽藍地区画溝・橋脚遺構等の整備	南門地区第2工区の整備。南門地区西側の環境整備（四阿・ベンチ・照明・遺構解説板等の設置）	南門地区第3工区の整備。南門地区東側の環境整備（四阿・ベンチ・照明・遺構解説板等の設置）を行う。エントランス部に模型を設置	北方推定中院地区第1工区の整備。築地塀・溝等の遺構を復元整備		
(10) 開発事業に伴う提供公園整備の促進	一定規模（3,000㎡）以上の開発事業については、「国分寺市まちづくり条例」に基づき身近な公園（開発区域 <sup>6</sup> の6%以上の面積、国分寺崖線区域の場合は8%以上の面積を確保）の設置の整備を促進します。	公園の設置を行うことで、緑の保全が図られるとともに、子どもの遊び場や市民の憩いの場の拡充が図られています。			11, 15	緑と建築課
	年度別指標	R3	R4	R5	R6	
	公園設置の案件がある場合に、安心安全で快適な公園空間となるよう事業者との協議を実施	継続				

第3章 具体的施策 【自然環境】 緑と水が調和した潤いのあるまち

取組	内容	4年後のイメージ	該当する SDGs	担当課								
(11) 都市計画・緑地の新規指定	新たな都市公園の整備については、必要に応じて都市計画公園・緑地に指定し、整備へと進めます。	計画的な緑地等の保全、永久的な公園・緑地としての担保が図られています。	11, 15	緑と建築課								
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">年度別指標</td> <td>R 3</td> <td>R 4</td> <td>R 5</td> <td>R 6</td> </tr> <tr> <td>指定する土地の都市計画決定 手続</td> <td colspan="3" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	年度別指標	R 3	R 4	R 5	R 6	指定する土地の都市計画決定 手続					
年度別指標	R 3		R 4	R 5	R 6							
	指定する土地の都市計画決定 手続											

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係
5	協働による維持管理	① 在来生物の種や生態系など生物多様性の保全に向けた取組の推進
目的	エックス山等市民協議会による維持管理作業、地域住民や市民活動団体による公園清掃などの「公園サポート事業」など、市民主体の緑のまちづくり活動を促進し、協働による維持管理を進めます。	

取組	内容	4年後のイメージ	該当する SDGs	担当課								
(再4) エックス山等市民協議会との協働による緑地保全	エックス山等市民協議会と意見交換を行いながら、西恋ヶ窪緑地整備方針に基づき適切な緑地の保全と若返りを推進します。	西恋ヶ窪緑地整備方針に基づき適切な緑地の保全が図られています。	15, 17	緑と建築課								
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">年度別指標</td> <td>R 3</td> <td>R 4</td> <td>R 5</td> <td>R 6</td> </tr> <tr> <td>市民協議会会議（意見交換） 4回 協議定例会作業（下草刈りや 囲い作業や修理等）32回</td> <td colspan="3" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	年度別指標	R 3	R 4	R 5	R 6	市民協議会会議（意見交換） 4回 協議定例会作業（下草刈りや 囲い作業や修理等）32回					
年度別指標	R 3		R 4	R 5	R 6							
	市民協議会会議（意見交換） 4回 協議定例会作業（下草刈りや 囲い作業や修理等）32回											
(12) 近隣住民による公園の維持管理	地域住民や市民活動団体の理解を得て「公園サポート事業」への登録を促し、サポート団体による公園清掃などの維持管理を行います。	市民等の自治会、ボランティア活動団体が、市立公園・緑地の美化活動等を行うことにより、良好な環境の保全及び創出が図られています。	15, 17	緑と建築課								
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">年度別指標</td> <td>R 3</td> <td>R 4</td> <td>R 5</td> <td>R 6</td> </tr> <tr> <td>新規登録3団体、3公園</td> <td colspan="3" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	年度別指標	R 3	R 4	R 5	R 6	新規登録3団体、3公園					
年度別指標	R 3		R 4	R 5	R 6							
	新規登録3団体、3公園											
累計26団体、39公園（R元年度末）												

1-3 まちなかの緑化

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係												
6	公共施設の緑化	—												
目的	市庁舎や公民館などの公共施設はまちなかの拠点施設であり、こうした施設においては、草花や樹木などの植栽、屋上緑化や壁面緑化を進めるとともに、小中学校においては校庭芝生化やビオトープ整備など、公共施設の緑化の検討を進めます。													
取組	内容	4年後のイメージ		該当するSDGs	担当課									
(13) 協働による緑化	市民と協働し公民館敷地内の緑化を行います。	協働による緑化が行われ、公民館敷地内の植栽が増えています。		4, 12, 13, 15, 17	公民館課									
	<table border="1"> <tr> <td>年度別指標</td> <td>R 3</td> <td>R 4</td> <td>R 5</td> <td>R 6</td> </tr> <tr> <td>市民協働による緑化（5館）</td> <td colspan="4">→ 継続</td> </tr> </table>	年度別指標	R 3	R 4	R 5	R 6	市民協働による緑化（5館）	→ 継続						
年度別指標	R 3	R 4	R 5	R 6										
市民協働による緑化（5館）	→ 継続													
(14) 学校の緑化	東京都の苗木生産供給事業を活用して、小中学校の緑化を進めます。	東京都の苗木生産供給事業を活用して、継続的に小中学校の緑化することで、子どもたちが緑に触れる機会が広がっています。		12, 15	教育総務課									
	<table border="1"> <tr> <td>年度別指標</td> <td>R 3</td> <td>R 4</td> <td>R 5</td> <td>R 6</td> </tr> <tr> <td>サツキやツツジなどの苗木による緑化の実施5校以上</td> <td colspan="4">→ 継続</td> </tr> </table>	年度別指標	R 3	R 4	R 5	R 6	サツキやツツジなどの苗木による緑化の実施5校以上	→ 継続						
年度別指標	R 3	R 4	R 5	R 6										
サツキやツツジなどの苗木による緑化の実施5校以上	→ 継続													
(15) 学校の緑化支援	緑の募金の交付金で小中学校に球根や苗などを配付し、学校の緑化を進めます。	学校の緑化を支援することで、児童・生徒の緑化意識の向上が図られています。		15	緑と建築課									
	<table border="1"> <tr> <td>年度別指標</td> <td>R 3</td> <td>R 4</td> <td>R 5</td> <td>R 6</td> </tr> <tr> <td>パンジー、チューリップなどの球根や苗などによる緑化の実施5校以上に配付</td> <td colspan="4">→ 継続</td> </tr> </table>	年度別指標	R 3	R 4	R 5	R 6	パンジー、チューリップなどの球根や苗などによる緑化の実施5校以上に配付	→ 継続						
年度別指標	R 3	R 4	R 5	R 6										
パンジー、チューリップなどの球根や苗などによる緑化の実施5校以上に配付	→ 継続													

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係												
7	民有地の緑化	—												
目的	<p>緑豊かなまちを形成するためには、樹林地や都市農地などのほかに、新たな緑の創出が必要となります。</p> <p>既存の住宅地では、防災面や景観面などから生垣造成を促進するため、「生垣造成補助金交付制度」に基づき、その費用の一部を助成し、沿道緑化を図ります。</p> <p>また、開発事業については、「国分寺市まちづくり条例」に基づき、開発区域内の緑化を指導し、良質な緑の創出を促進します。その他、「市の花（さつき）」や国分寺ブランドの植木など緑に関する情報は、ホームページなどで普及啓発を行います。</p>													
取組	内容	4年後のイメージ		該当するSDGs	担当課									
(16) 開発事業に伴う緑化の協議	まちづくり条例に基づく開発事業の整備基準に基づき、緑化について協議します。また、大規模開発事業においては、良好な住環境が維持されるように、緑地協定や建築協定を誘導します。	<p>①開発事業における新たな緑の創出、景観に配慮した接道緑化等により、良好な住環境の創出が図られています。</p> <p>②まちづくり条例に基づく開発区域内の緑化指導を行うことで、良好な住環境の促進が図られています。</p>		11, 12, 15	<p>①まちづくり推進課</p> <p>②緑と建築課</p>									
	<table border="1"> <tr> <td>年度別指標</td> <td>R 3</td> <td>R 4</td> <td>R 5</td> <td>R 6</td> </tr> <tr> <td>①開発事業における緑化の協議 ②まちづくり条例に基づく開発区域内の緑化協議を実施（協議案件に対し全てが基準を達成）</td> <td colspan="4">→ ① ② 継続</td> </tr> </table>	年度別指標	R 3	R 4	R 5	R 6	①開発事業における緑化の協議 ②まちづくり条例に基づく開発区域内の緑化協議を実施（協議案件に対し全てが基準を達成）	→ ① ② 継続						
年度別指標	R 3	R 4	R 5	R 6										
①開発事業における緑化の協議 ②まちづくり条例に基づく開発区域内の緑化協議を実施（協議案件に対し全てが基準を達成）	→ ① ② 継続													

1-4 水環境の保全・整備

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係
8	湧水・地下水の保全・活用	③ 野川，用水路及び湧水などの地域資源の保全・活用
目的	湧水量の安定確保に向け湧水の涵養域にある樹林地を保全するとともに，お鷹の道・真姿の池湧水群等の湧水地，姿見の池を親水空間として活用し，地域資源としてPRします。 また，湧水や地下水の水量，水質に関するモニタリングを実施します。	

取組	内容	4年後のイメージ			該当するSDGs	担当課
(再1)真姿の池湧水群の保全・維持管理	都指定名勝「真姿の池湧水群保存管理計画」に基づき，指定地内の湧水及び雑木林景観の保全，維持管理を行います。	都指定名勝「真姿の池湧水群保存管理計画」に基づき，指定地内の湧水及び雑木林景観が保全され，維持管理が適切に行われています。			6, 11, 15	ふるさと文化財課
	年度別指標	R 3	R 4	R 5		
	維持管理（樹木の剪定，除草作業） 管理者と協議	→ 継続				
(再3)湧水及び地下水の保全・活用	「湧水及び地下水の保全に関する条例」に基づき，保全に努めます。また，湧水に関するイベントを実施し，湧水地を活用します。	湧水源周辺の対象となる大型開発事業における適切な協議の実施，定点観測の実施をすることにより湧水及び地下水の保全が図られます。また，湧水めぐりによって，市民の湧水や地下水への関心が高まっています。			4, 6, 11	緑と建築課
	年度別指標	R 3	R 4	R 5		
	湧水源周辺の対象となる大型開発事業における適切な協議実施 地下水位観測（35か所）湧水量観測（12か所） 湧水めぐり（真姿の池湧水群など）を実施年1回	→ 継続				

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係
9	用水路の保全・活用	③ 野川，用水路及び湧水などの地域資源の保全・活用
目的	砂川用水や恋ヶ窪用水などの用水路については，適切な維持管理を行うとともに，親水性に配慮した整備を検討します。	

取組	内容	4年後のイメージ			該当するSDGs	担当課
(17)用水路の親水化整備などの検討	砂川用水路や恋ヶ窪用水路等について，用水路の親水性の向上に配慮した整備等を検討します。	砂川用水路について，新たに親水化が可能な箇所を検討しています。 恋ヶ窪用水路の流れる姿見の池緑地の一部において，親水空間としての整備がされています。			6, 15	緑と建築課
	年度別指標	R 3	R 4	R 5		
	姿見の池緑地内水路の整備内容の検討	姿見の池緑地内水路の整備	砂川用水路の親水化	→ 継続		



通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係
10	野川整備事業の促進	③ 野川、用水路及び湧水などの地域資源の保全・活用
目的	治水対策、親水空間の創出や生態系に配慮した環境の整備、さらに防災の側面の環境形成を図るなど東京都と連携し協議を進め、野川整備事業を促進します。 また、東京都や野川流域の自治体などと連携を図りながら、野川マップの作成などを通じて、野川が市民にとって親しみのある川となるよう普及啓発を行います。	

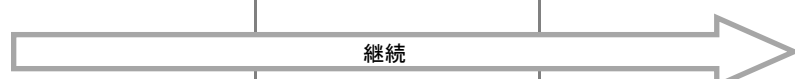
取組	内容	4年後のイメージ	該当するSDGs	担当課									
(18)野川整備事業促進の要望・協議	東京都に対し、治水・環境面などを考慮した河川整備について要望し、協議を行います。	東京都の野川整備事業促進が図られています。	6, 11, 13	緑と建築課									
	<table border="1"> <tr> <td>年度別指標</td> <td>R 3</td> <td>R 4</td> <td>R 5</td> <td>R 6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>東京都との協議及び整備要望 地元への情報提供</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">継続 </td> </tr> </table>	年度別指標	R 3	R 4	R 5	R 6		東京都との協議及び整備要望 地元への情報提供	継続				
年度別指標	R 3	R 4	R 5	R 6									
	東京都との協議及び整備要望 地元への情報提供	継続											
(19)野川流域の自治体との連携	野川流域環境保全協議会等に参加し、野川やその周辺環境に関する情報収集や意見交換などを行います。	野川への関心が高まり、野川及びその周辺の環境改善が図られています。	6, 13, 15	緑と建築課									
	<table border="1"> <tr> <td>年度別指標</td> <td>R 3</td> <td>R 4</td> <td>R 5</td> <td>R 6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>野川流域自治体との意見交換・情報収集、野川マップの配布</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">継続 </td> </tr> </table>	年度別指標	R 3	R 4	R 5	R 6		野川流域自治体との意見交換・情報収集、野川マップの配布	継続				
年度別指標	R 3	R 4	R 5	R 6									
	野川流域自治体との意見交換・情報収集、野川マップの配布	継続											

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係
11	雨水浸透の促進	—
目的	地下水の涵養を図るため、道路の新設や改修においては、歩道の透水性舗装などを推進します。 また、公共施設では雨水浸透施設の設置を進めるとともに、開発事業の設置義務を除き、民有地では雨水浸透施設の設置協力を依頼します。	

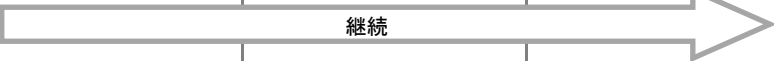
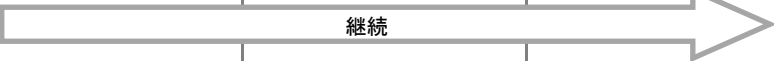
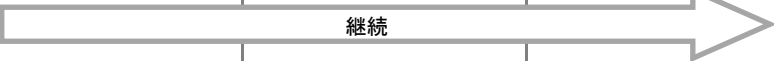
取組	内容	4年後のイメージ	該当するSDGs	担当課									
(20)透水性舗装の推進	歩道改修・設置工事の際に、歩道の透水性舗装を推進します。	歩行性の改善、地下水涵養、下水道施設への負荷低減が図られています。	6, 11	建設事業課									
	<table border="1"> <tr> <td>年度別指標</td> <td>R 3</td> <td>R 4</td> <td>R 5</td> <td>R 6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>道路新設改良等歩道の改修や設置工事を行う場合に実施都市計画道路国3・4・12、国3・4・1</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">継続 </td> </tr> </table>	年度別指標	R 3	R 4	R 5	R 6		道路新設改良等歩道の改修や設置工事を行う場合に実施都市計画道路国3・4・12、国3・4・1	継続				
年度別指標	R 3	R 4	R 5	R 6									
	道路新設改良等歩道の改修や設置工事を行う場合に実施都市計画道路国3・4・12、国3・4・1	継続											
(21)雨水浸透施設の設置	雨水排出量の抑制、多摩川などへの汚濁負荷低減のため、一般住宅等への雨水浸透施設の設置を依頼します。	雨水排出量の抑制、多摩川等の汚濁負荷の低減、地下水の涵養が図られています。	6, 11	下水道課									
	<table border="1"> <tr> <td>年度別指標</td> <td>R 3</td> <td>R 4</td> <td>R 5</td> <td>R 6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2,000基（単年）</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">継続 </td> </tr> </table>	年度別指標	R 3	R 4	R 5	R 6		2,000基（単年）	継続				
年度別指標	R 3	R 4	R 5	R 6									
	2,000基（単年）	継続											

1-5 都市農地の保全・活用

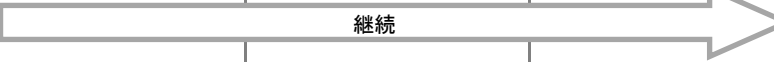
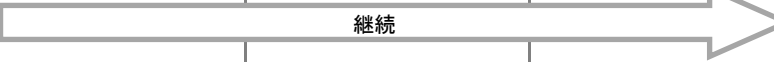
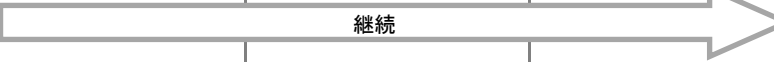
通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係
12	都市農地の保全・活用	① 在来生物の種や生態系など生物多様性の保全に向けた取組の推進 ② 地産地消の推進による都市農業の支援
目的	都市農地の保全として、生産緑地地区への追加指定を行います。 また、都市農業の理解を深める一助として都市農地を活用しながら、農業体験農園の整備や農ウオーク、収穫体験などの農業体験の機会を提供します。	

取組	内容	4年後のイメージ			該当する SDGs	担当課
(22) 生産緑地の追加指定  生産緑地指定件数・面積 令和2年度実績 累計256件 約120.04ha	農業と調和した都市環境の形成を図るため、生産緑地の追加指定を行います。	生産緑地地区の追加指定を実施し、減少を抑制することによって、都市農地の保全と都市農業の活性化が図られています。			2, 11, 15	まちづくり計画課
	年度別指標	R 3 制度の周知 追加指定の実施 生産緑地面積 累計 116.00ha	R 4 制度の周知 追加指定の実施 生産緑地面積 累計 113.78ha	R 5 制度の周知 追加指定の実施 生産緑地面積 累計 111.56ha	R 6 制度の周知 追加指定の実施 生産緑地面積 累計 109.34ha	
(23) 農業体験農園の支援	市民等が農業体験できる場として、農業体験農園の施設整備費及び自立支援への補助を行います	農業経営の一環であることから、農家は相続税納税猶予制度が適用され、安定的に農園が継続できています。 利用者は栽培技術と収穫物を得るとともに、農家との交流により都市農業への理解が深まっています。			2, 8, 15	経済課
	年度別指標	R 3 農業体験農園の整備、運営等への補助 年2回、市報等で入園者を募集	R 4	R 5	R 6	継続 
(24) 市民農業大学	農業者の指導のもと、市民に野菜づくりの一連の作業を体験する場や植木、鉢花、果樹の手入れの仕方など幅広く国分寺農業のことを学べる場を提供します。	修了生は野菜づくりや植木、鉢花、果樹の手入れの仕方など幅広く国分寺農業のことを学ぶことにより、修了生は食育や都市農業・農地への理解が深まっています。			2, 15	経済課
	年度別指標	R 3 年間を通じて土づくりから収穫まで連続した農業体験を実施 修了生 20人以上	R 4	R 5	R 6	継続 
(25) 農ウオーク	農業委員会他共催で「農ウオーク」を開催し、市民が地域の畑などを歩いてまわり、農にふれる場を作ります。	参加者は都市農業・農地への理解が深まり、地産地消への意識が高まっています。			2, 15	経済課
	年度別指標	R 3 市民と農業者が交流しながら、市民が農にふれる場を創出 年1回開催	R 4	R 5	R 6	継続 

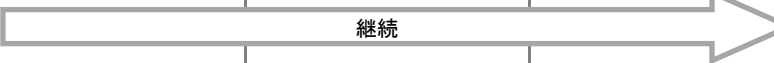
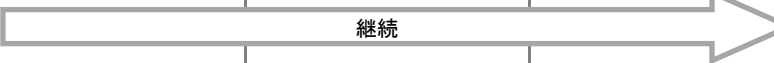
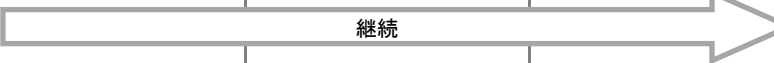
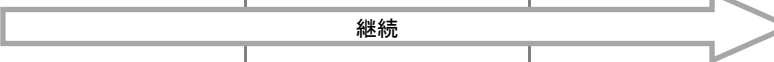
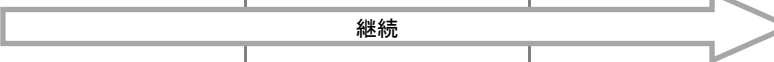
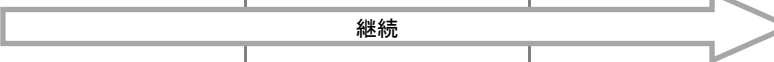


取組	内容	4年後のイメージ	該当するSDGs	担当課								
(26) 市内農園などにおける野菜収穫による農とのふれあい活動	市内農園（保育園の近隣地など）での野菜掘り会、園庭での野菜作りを行うことにより、農とのふれあいを図ります。	自然の恵みとしての食材やそれを育てた人々を知り、収穫体験を通じて農とふれあうことにより、食育の推進が図られています。	2, 4	子ども子育て事業課								
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">年度別指標</td> <td>R 3</td> <td>R 4</td> <td>R 5</td> <td>R 6</td> </tr> <tr> <td>市内農園（保育園の近隣など）での野菜掘り、園庭での野菜づくりを実施</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">  </td> </tr> </table>	年度別指標	R 3	R 4	R 5	R 6	市内農園（保育園の近隣など）での野菜掘り、園庭での野菜づくりを実施					
年度別指標	R 3		R 4	R 5	R 6							
	市内農園（保育園の近隣など）での野菜掘り、園庭での野菜づくりを実施											

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係
13	都市農業を支援する人材の育成	—
目的	市民農業大学、援農ボランティア制度の推進により、都市農業を支援する人材を育成し、農業従事者へ派遣することによって農業経営の支援を進めます。	

取組	内容	4年後のイメージ	該当するSDGs	担当課								
(27) 援農ボランティア推進事業	援農ボランティアを養成し、市内の農家に紹介します。	市民が主体となって担い手不足の農家を支援することで、農業が継続できています。	2, 15	経済課								
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">年度別指標</td> <td>R 3</td> <td>R 4</td> <td>R 5</td> <td>R 6</td> </tr> <tr> <td>市民農業大学受講生の中から援農ボランティアを養成 新たな援農ボランティア活動者10人以上</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">  </td> </tr> </table>	年度別指標	R 3	R 4	R 5	R 6	市民農業大学受講生の中から援農ボランティアを養成 新たな援農ボランティア活動者10人以上					
年度別指標	R 3		R 4	R 5	R 6							
	市民農業大学受講生の中から援農ボランティアを養成 新たな援農ボランティア活動者10人以上											

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係
14	地産地消の推進	② 地産地消の推進による都市農業の支援
目的	地域で生産されたものを地域で消費することにより、新鮮な食材の消費、輸送面での環境負荷の軽減などにつながることから、給食食材への市内産農産物の活用、朝市や農業祭などのイベントの開催、直売所の設置の支援などにより、地産地消を進めます。また、国分寺ブランドの育成・PRにより都市農業の振興を図ります。	

取組	内容	4年後のイメージ	該当するSDGs	担当課								
(28) 給食への市内産農産物の活用	市内農家から野菜を購入し、児童に給食として提供します。	学校給食食材への市内農産物を積極的に活用することで地産地消を図ることができています。	4, 12	学務課								
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">年度別指標</td> <td>R 3</td> <td>R 4</td> <td>R 5</td> <td>R 6</td> </tr> <tr> <td>市内産農産物の割合30%（単年）</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">  </td> </tr> </table>	年度別指標	R 3	R 4	R 5	R 6	市内産農産物の割合30%（単年）					
年度別指標	R 3		R 4	R 5	R 6							
	市内産農産物の割合30%（単年）											
(29) 地場産農畜産物を活かした食の普及	イベントなどで地場産野菜等の情報や、レシピを紹介します。	食育や都市農業・農地への理解が深まり、地産地消への意識が高まっています。	2, 15	経済課								
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">年度別指標</td> <td>R 3</td> <td>R 4</td> <td>R 5</td> <td>R 6</td> </tr> <tr> <td>こくべジのじかんや国分寺まつり等のイベント実施にあたり、地場産野菜等の情報や、それらを活かしたレシピ等を紹介</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">  </td> </tr> </table>	年度別指標	R 3	R 4	R 5	R 6	こくべジのじかんや国分寺まつり等のイベント実施にあたり、地場産野菜等の情報や、それらを活かしたレシピ等を紹介					
年度別指標	R 3		R 4	R 5	R 6							
	こくべジのじかんや国分寺まつり等のイベント実施にあたり、地場産野菜等の情報や、それらを活かしたレシピ等を紹介											

取組	内容	4年後のイメージ			該当するSDGs	担当課								
(30) 販売網の強化の支援	生産者と流通側の連携により多様な出荷・販売体制づくりを支援します。	市内農業者の農業経営を支援するとともに、市民等は食育や都市農業・農地への理解が深まり、地産地消への意識が高まっています。			2, 8, 15	経済課								
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">年度別指標</td> <td>R 3</td> <td>R 4</td> <td>R 5</td> <td>R 6</td> </tr> <tr> <td>J Aや流通業者等の関係組織・団体と連携し、それらが主体的に行う多様な出荷・販売体制づくりの支援</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">継続 </td> </tr> </table>	年度別指標	R 3	R 4	R 5	R 6	J Aや流通業者等の関係組織・団体と連携し、それらが主体的に行う多様な出荷・販売体制づくりの支援	継続						
年度別指標	R 3		R 4	R 5	R 6									
	J Aや流通業者等の関係組織・団体と連携し、それらが主体的に行う多様な出荷・販売体制づくりの支援	継続												
(31) 飲食店等における地場野菜等の活用促進	市内農家が生産した農畜産物を「こくベジ」と名付け、これらのPRとこくベジを使用したオリジナルメニューを提供するこくベジメニュー提供店のPRを行い、地産地消を推進するとともに、市内だけでなく市外から来訪者を呼び込み、街の活性化につなげます。	都市農業・農地への理解が深まるとともに、飲食店と連携することで食育・地産地消への意識が高まっています。			2, 8, 15	経済課								
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">年度別指標</td> <td>R 3</td> <td>R 4</td> <td>R 5</td> <td>R 6</td> </tr> <tr> <td>年2回、こくベジのじかんと開催 年2回、飲食店と連動した期間限定のトマト等を使用したフェスタを開催</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">継続 </td> </tr> </table>	年度別指標	R 3	R 4	R 5	R 6	年2回、こくベジのじかんと開催 年2回、飲食店と連動した期間限定のトマト等を使用したフェスタを開催	継続						
年度別指標	R 3		R 4	R 5	R 6									
	年2回、こくベジのじかんと開催 年2回、飲食店と連動した期間限定のトマト等を使用したフェスタを開催	継続												

1-6 生き物の生息空間の保全

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係
15	生き物の実態調査の実施	① 在来生物の種や生態系など生物多様性の保全に向けた取組の推進
目的	多様な生き物の生息空間の保全に向けて、市民活動団体や教育・研究機関などの協力を得ながら、市内の動植物調査を実施し、指標生物となる動植物の生息状況に関するデータを収集し、活用していきます。	

取組	内容	4年後のイメージ			該当するSDGs	担当課							
(32) 動植物調査	令和4・5年度に予定している2回目の動植物調査に向けて情報を収集します。	令和4・5年度以降も経年変化について情報を収集しつつ、改めて動植物調査を行うことで、市内の動植物の生息・生育状況を把握し、その後の対策に繋げることができています。			15, 17	まちづくり計画課							
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">年度別指標</td> <td>R 3</td> <td>R 4</td> <td>R 5</td> <td>R 6</td> </tr> <tr> <td>市民・市民団体等から市内の動植物に関する生息状況の情報を収集</td> <td>動植物調査の実施</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">継続 </td> </tr> </table>	年度別指標	R 3	R 4	R 5	R 6	市民・市民団体等から市内の動植物に関する生息状況の情報を収集	動植物調査の実施	継続				
年度別指標	R 3		R 4	R 5	R 6								
	市民・市民団体等から市内の動植物に関する生息状況の情報を収集	動植物調査の実施	継続										

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係
16	外来生物対策	—
目的	外来生物の繁殖が既存の生態系に影響を与えることから、外来生物の放棄禁止の看板設置などの普及啓発を行い、地域内の在来生物を保全します。	

取組	内容	4年後のイメージ			該当する SDGs	担当課
(33) 地域内の在来生物の保全及び外来生物対策	地域内の在来生物の保全のため、地域外生物の放棄禁止の看板設置などを行います。また、既存の生態系に対して脅威となりうる外来生物のうち、早急に対応すべき種についての取扱方針を定め対応します。	①生物多様性地域戦略に基づく、在来種の保全及び外来種対策を検討・決定することにより生物多様性の保全を進めることができます。 ②水辺や樹林地等において、看板設置するなどして、市民等に在来生物の生息域保全に関する周知をすることにより、地域内の在来生物保全が図られています。			15	①まちづくり計画課 ②緑と建築課
	年度別指標	R 3	R 4	R 5	R 6	
	①看板設置等による外来生物の放棄禁止の啓発 外来生物の防除方針の検討（可能であれば防除等の試み） ②看板設置等による外来生物の放棄禁止の啓発		① 継続		①生物多様性地域戦略の策定（令和6年度策定予定）に基づく、在来種の保全及び外来種対策の検討・決定	
			② 継続			

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係
17	生き物とのふれあいの機会の創出	—
目的	夏休み子ども自然教室をはじめ、自然観察会や体験活動などのイベントを開催し、生き物とふれあう機会を創出します。	

取組	内容	4年後のイメージ			該当する SDGs	担当課
(34) 観察会などの開催による生物多様性に関する情報提供	生物多様性に関する情報を提供し、普及啓発を図ります。動植物調査の結果等を利用したバードウォッチングや自然観察会などの市民参加型イベントを行うことで市民の関心を高めます。	①生物多様性地域戦略に基づく、在来種の保全及び外来種対策を検討・決定することにより生物多様性の保全を進めることができます。 ②市内に存在する良好な自然環境を紹介し、生き物とふれあうことで、自然への愛着と普及が図られています。イベント等を通じて市民の生物多様性に関する関心が高まっています。			4, 6, 15, 17	①まちづくり計画課 ②緑と建築課
	年度別指標	R 3	R 4	R 5	R 6	
	①市民参加型体験イベントの実施 ②バードウォッチング 湧水めぐり 子ども自然教室		① ② 継続			

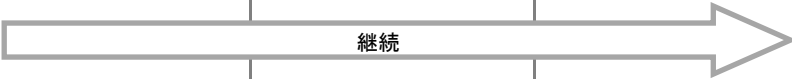
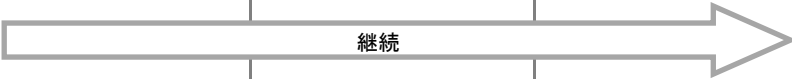
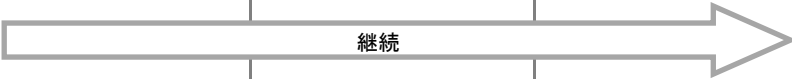
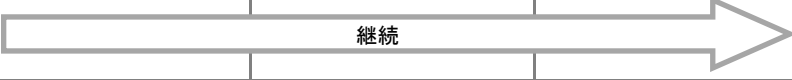
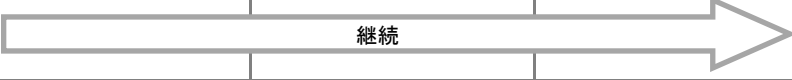
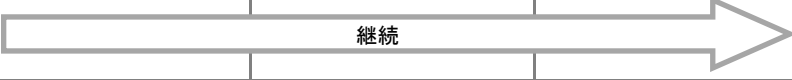
第3章 具体的施策 【自然環境】 緑と水が調和した潤いのあるまち

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係			
18	生物多様性に対する理解促進	① 在来生物の種や生態系など生物多様性の保全に向けた取組の推進			
目的	生き物の種や個体差などの生物多様性の重要性や、日常生活とのつながりについて、身近な自然や生き物とのふれあいや、環境に配慮した物品の購入 <sup>9</sup> に関する情報の提供などを通じて、普及啓発と理解促進を図ります。				
取組	内容	4年後のイメージ		該当する SDGs	担当課
(再34) 観察会などの開催による生物多様性に関する情報提供	生物多様性に関する情報を提供し、普及啓発を図ります。 動植物調査の結果等を利用したバードウォッチングや自然観察会などの市民参加型イベントを行うことで市民の関心を高めま す。	①生物多様性地域戦略に基づく、在来種の保全及び外来種対策を検討・決定することにより生物多様性の保全を進めることができています。 ②市内に存在する良好な自然環境を紹介し、生き物とふれあうことで、自然への愛着と普及が図られます。 イベント等を通じて市民の生物多様性に関する関心が高まります。		4, 6, 15, 17	①まちづくり計画課 ②緑と建築課
	年度別指標	R 3 ①市民参加型体験イベントの実施 ②バードウォッチング 湧水めぐり、子ども自然教室	R 4	R 5	R 6
		① ② 継続			
(35) 全庁的な取組の実施	「環境基本計画実施計画」、「地球温暖化防止行動計画（市役所版）」、「グリーン購入基本方針」を柱に、庁内イントラネット、ポスター掲示、職員研修などを通して環境配慮に関する情報を共有し、全庁的な取組を進めます。	ポスターの掲示や庁内イントラネットによる啓発を行うことで、職員の環境意識が向上しています。		4	まちづくり計画課
	年度別指標	R 3 ポスターや庁内イントラネットの活用による職員への啓発 新任研修での啓発	R 4	R 5	R 6
		継続			




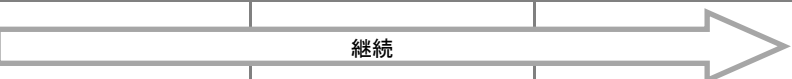
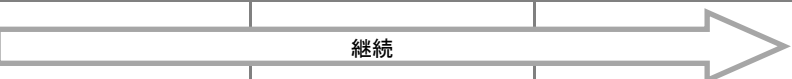
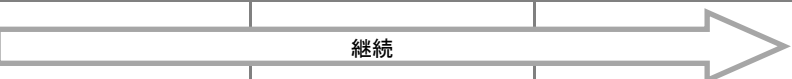
【生活環境】安全・安心に暮らせるまち

2-1 生活環境の確保


通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係
19	低公害車の導入の推進・普及啓発	—
目的	庁用車の低公害車の導入を推進するとともに、市民や事業者等への低公害車に関する情報提供などの普及啓発を行います。	

取組	内容	4年後のイメージ	該当するSDGs	担当課										
(36) 庁用車の低公害車への転換	庁用車を買替える際に低公害車 <sup>9</sup> を導入します。	低公害車導入によって、地球温暖化防止や燃料費の削減を図ることができています。	11, 12, 13	契約管財課										
	<table border="1"> <tr> <td>年度別指標</td> <td>R 3</td> <td>R 4</td> <td>R 5</td> <td>R 6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>新車購入時に低公害車を導入</td> <td colspan="3">継続 </td> </tr> </table>	年度別指標	R 3	R 4	R 5	R 6		新車購入時に低公害車を導入	継続 					
年度別指標	R 3	R 4	R 5	R 6										
	新車購入時に低公害車を導入	継続 												
(37) 環境保全に関するPR	国分寺まつりなどのイベントで施策の目的に合致した環境保全に関するPRを行います。また、HP等で新しい情報を提供します。	イベント等でPRを行うことで市民の意識が向上しています。最新の情報を提供することで効果的な啓発が行われています。	4	まちづくり計画課										
	<table border="1"> <tr> <td>年度別指標</td> <td>R 3</td> <td>R 4</td> <td>R 5</td> <td>R 6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>イベント等でPR HP等で新しい情報を提供</td> <td colspan="3">継続 </td> </tr> </table>	年度別指標	R 3	R 4	R 5	R 6		イベント等でPR HP等で新しい情報を提供	継続 					
年度別指標	R 3	R 4	R 5	R 6										
	イベント等でPR HP等で新しい情報を提供	継続 												

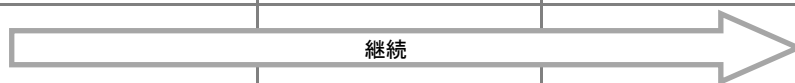
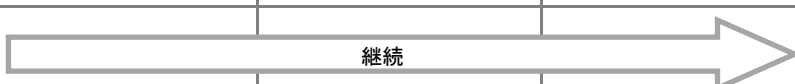
通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係
20	規制・基準などに関する事業者等への指導	—
目的	騒音規制法や振動規制法、水質汚濁防止法、東京都環境確保条例などの関係法令に基づき、工場・指定作業場及び特定建設作業などの事業者等に対して指導を行います。また、市報などを通じて、下水道の適正利用に関する普及啓発を進めます。	

取組	内容	4年後のイメージ	該当するSDGs	担当課										
(38) 事業場への指導	事業者に「特定施設」の届出書の提出を徹底させ、建設工事に伴い発生する騒音及び振動の低減などに配慮するよう適切な指導を行います。	騒音規制法及び振動規制法に係る届出に基づく指導によって騒音及び振動の発生が抑制または低減されています。	11	環境対策課										
	<table border="1"> <tr> <td>年度別指標</td> <td>R 3</td> <td>R 4</td> <td>R 5</td> <td>R 6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>事業者への指導</td> <td colspan="3">継続 </td> </tr> </table>	年度別指標	R 3	R 4	R 5	R 6		事業者への指導	継続 					
年度別指標	R 3	R 4	R 5	R 6										
	事業者への指導	継続 												
(39) 建設工事への指導	事業者に「特定建設作業実施届出書」の提出を徹底させ、近隣住民への事前説明、低騒音・低振動型の機械の使用、防音シートの設置など行うよう適切な指導を行います。	特定建設作業実施届出書の提出に基づく指導によって、近隣住民への工事の事前説明が行われ、また低騒音・低振動型の機械の使用、防音シートの設置などにより、近隣住民の生活環境の確保が図られています。	11	環境対策課										
	<table border="1"> <tr> <td>年度別指標</td> <td>R 3</td> <td>R 4</td> <td>R 5</td> <td>R 6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>事業者への指導</td> <td colspan="3">継続 </td> </tr> </table>	年度別指標	R 3	R 4	R 5	R 6		事業者への指導	継続 					
年度別指標	R 3	R 4	R 5	R 6										
	事業者への指導	継続 												

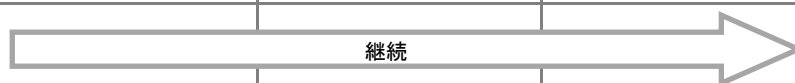
第3章 具体的施策 【生活環境】安全・安心に暮らせるまち

取組	内容	4年後のイメージ			該当するSDGs	担当課								
(40) 下水道施設への油の流入抑制	下水道施設のつまりや破損の原因となるため、油の流入抑制をPRします。	環境への負荷の抑制をはじめ、下水道施設の維持管理費及び汚水処理費の低減、下水道施設の延命が図られています。			6, 11, 12	下水道課								
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">年度別指標</td> <td>R 3</td> <td>R 4</td> <td>R 5</td> <td>R 6</td> </tr> <tr> <td>啓発活動 市報掲載1回・HP掲載(単年)</td> <td colspan="3">継続</td> </tr> </table>	年度別指標	R 3	R 4	R 5	R 6	啓発活動 市報掲載1回・HP掲載(単年)	継続						
年度別指標	R 3		R 4	R 5	R 6									
	啓発活動 市報掲載1回・HP掲載(単年)	継続												

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係
21	悪臭の発生防止	—
目的	工場、飲食店などで臭気を発生する事業者等に対して、換気設備等の設置及び維持管理などの指導を行います。また、東京都環境確保条例に基づき、野焼きや小型焼却炉の使用に関する指導を行います。	

取組	内容	4年後のイメージ			該当するSDGs	担当課								
(41) 事業者への指導(悪臭の発生抑制)	臭気を発生させている事業者に対して、脱臭装置などの設置を指導します。	事業者へ脱臭装置などの設置など指導することによって近隣住民への悪臭の発生が抑制されています。			11	環境対策課								
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">年度別指標</td> <td>R 3</td> <td>R 4</td> <td>R 5</td> <td>R 6</td> </tr> <tr> <td>事業者への指導の継続</td> <td colspan="3">継続</td> </tr> </table>	年度別指標	R 3	R 4	R 5	R 6	事業者への指導の継続	継続						
年度別指標	R 3		R 4	R 5	R 6									
	事業者への指導の継続	継続												
(42) 野焼きの指導	東京都環境確保条例に基づき、野焼きや小型焼却炉の使用について適切に指導します。	野焼き行為の禁止(祭事など除き)を周知するとともに、野焼きの発生源者を指導することによって、市民からの相談や通報、苦情が減少しています。			11	環境対策課								
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">年度別指標</td> <td>R 3</td> <td>R 4</td> <td>R 5</td> <td>R 6</td> </tr> <tr> <td>発生源者への指導 野焼き禁止の広報市報掲載</td> <td colspan="3">継続</td> </tr> </table>	年度別指標	R 3	R 4	R 5	R 6	発生源者への指導 野焼き禁止の広報市報掲載	継続						
年度別指標	R 3		R 4	R 5	R 6									
	発生源者への指導 野焼き禁止の広報市報掲載	継続												

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係
22	生活騒音・振動対策の推進	—
目的	生活騒音・振動に関する相談に対して、必要に応じて現地調査を実施し、規制基準を超過する場合は、発生源者に対する指導を行います。	

取組	内容	4年後のイメージ			該当するSDGs	担当課								
(43) 事業者等への指導(騒音発生防止)	騒音を発生する設備を有する事業者に対して、防音対策などを指導します。	騒音の発生源者に対し、防音対策の指導などを行うことによって、市民からの相談や通報、苦情が減少しています。			11	環境対策課								
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">年度別指標</td> <td>R 3</td> <td>R 4</td> <td>R 5</td> <td>R 6</td> </tr> <tr> <td>事業者等への指導</td> <td colspan="3">継続</td> </tr> </table>	年度別指標	R 3	R 4	R 5	R 6	事業者等への指導	継続						
年度別指標	R 3		R 4	R 5	R 6									
	事業者等への指導	継続												

2-2 生活環境のモニタリング

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係
23	大気や水質などの測定	④ 安全・安心な暮らしの確保に向けた調査と情報提供
目的	大気、水質、騒音・振動、ダイオキシン類（大気・土壌）やごみ焼却施設における排ガスなどについて継続的に測定し、環境に大きな影響を与える場合は必要に応じた対応を行います。	

取組	内容	4年後のイメージ			該当するSDGs	担当課
(44)大気、水質、騒音・振動、ダイオキシン類（大気・土壌）の定期的測定	定期的に大気、井戸水、河川水、道路沿いの騒音・振動、ダイオキシン類（大気・土壌）の測定を行い、その結果（概要）は環境報告書において公表します。	大気、水質、騒音・振動、ダイオキシン類（大気・土壌）の定期測定を行うことによって、環境変化の推移を監視することができています。また市民等へ測定結果を公表することによって安全・安心な暮らしの確保が図られています。			3, 6, 11	環境対策課
	年度別指標	R 3	R 4	R 5		
	大気環境調査7地点などの定期測定と公表の実施					

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係
24	空間放射線量などの測定	④ 安全・安心な暮らしの確保に向けた調査と情報提供
目的	東日本大震災の影響を受けて、市民の安全・安心を確保するため、市放射能対策に関する基本的な対応方針に基づき、公共施設における空間放射線量などを継続的に測定し、基準より高い数値が出た場合は除染するとともに、必要に応じて国や東京都などの関係機関との連携・調整等の対応を行います。 また、市民に対しては、空間放射線量測定機器の貸出のほか、公共施設における空間放射線量測定結果の公表など、迅速な情報提供を行います。	

取組	内容	4年後のイメージ			該当するSDGs	担当課
(45)空間放射線量などの定期的測定	「市放射能対策に関する基本的な対応方針」に基づき、公共施設における空間放射線量の放射性物質濃度を測定し、データを公表します。	①・②・③・④ 公共施設、公園・緑地等において定期的な測定を実施し、データを公表することで、市民や保護者等に安心を与え、安全で安心な施設の利用が図られています。			3, 11	①子ども子育て事業課 ②環境対策課 ③緑と建築課 ④教育総務課
	年度別指標	R 3	R 4	R 5		
	①・②・③・④ 公共施設、公園・緑地における空間放射線量の測定 <sup>10</sup> 市報やHPでの結果公表					



### 2-3 化学物質対策の推進

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係
25	化学物質に関する情報の収集・提供	④ 安全・安心な暮らしの確保に向けた調査と情報提供
目的	化学物質に関する情報を収集し、市民へわかりやすく情報提供を行います。 また、合成洗剤や農薬などについては、過度の使用を控えるなどの普及啓発を行います。	

取組	内容	4年後のイメージ			該当するSDGs	担当課
(46)化学物質に関する情報の収集・提供	有害化学物質に関する情報を収集し、市民に提供するとともに、適正使用を啓発します。	有害化学物質に関する情報を収集し、市民や事業者等に提供することにより、化学物質の過度の使用を控えるなどの意識向上が図られています。			3, 11	環境対策課
	年度別指標	R 3	R 4	R 5		
	有害化学物質のパンフレットの配架及び土壌履歴等の情報提供	継続				

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係
26	化学物質に関する事業者への指導	—
目的	東京都環境確保条例に基づき、対象事業者の届出により化学物質に関する使用量を把握するとともに、必要に応じて化学物質の適正な管理を指導します。	

取組	内容	4年後のイメージ			該当するSDGs	担当課
(47)事業者等への指導	「東京都環境確保条例」に基づき、事業者等に対して化学物質に関する適正な管理を行うよう指導します。	対象事業者の届出により、特定化学物質の適正な管理状況を把握し、必要に応じた指導を行うことができます。			3, 11	環境対策課
	年度別指標	R 3	R 4	R 5		
	事業者等への指導	継続				

### 2-4 食の安全性の確保

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係
27	食の安全性の情報提供	—
目的	食の安全性について、国や東京都などの関係機関などから情報を収集するとともに、市民などに対して、情報提供を行います。	

取組	内容	4年後のイメージ			該当するSDGs	担当課
(48)食に関する情報の提供	消費者に対し食の安全に関する情報提供を行い、啓発を行います。	消費者が食に関する正しい知識・情報を得ることにより、食生活の安心・安全が確保されています。			2, 15	経済課
	年度別指標	R 3	R 4	R 5		
	市報や市HPを通じた食の安全に関する必要な情報提供の実施	継続				



通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係			
28	食育の推進	—			
目的	食に関する知識及び健全な食生活の実践などの普及啓発を図るため、講座や体験などを通して食育を進めます。				
取組	内容	4年後のイメージ		該当する SDGs	担当課
(49) 食育推進に関する事業連絡会	「食育推進計画（健康増進計画に含む）」に関する各事業と課題について、庁内関係機関と情報共有及び意見交換を行います。	「食育推進計画（健康増進計画に含む）」に関する各事業と課題について、情報共有及び意見交換を行い、その取組み方向に基づく事業が円滑に実施されています。		3	健康推進課
	年度別指標	R 3	R 4	R 5	R 6
	各課で実施している食育推進事業と課題について情報共有年1回以上開催				
(50) 食育講座	食に関する正しい知識や食べる楽しみなど健全な食生活を行うための講座を実施し、食育の啓発を行います。	講座を通じて食に関する正しい知識や食べる楽しみなど健全な食生活について市民に浸透しています。		3, 4	健康推進課
	年度別指標	R 3	R 4	R 5	R 6
	食育講座・出前食育講座年3回以上実施				
(51) 食育に関する普及啓発	市報・HPやパンフレット配布などによる食育の啓発を行います。	食に関する正しい知識や食べる楽しみなど健全な食生活について市民に浸透しています。		4	健康推進課
	年度別指標	R 3	R 4	R 5	R 6
	食育に関する啓発活動 市報・HP年1回 若者世代へ（東京経済大学 学生）にチラシ配布年1回				
(52) 食育の推進活動	保育園・児童館・学童保育所の庭やプランターなどで野菜などを育て、調理して食べることにより、食育を通じて子どもたちの環境意識の向上を図ります。	保育園の庭やプランターなどでの野菜栽培・収穫体験、調理等を通して、自然の恵みとしての食材やそれを育てた人々を知り、食育の推進及び子どもたちの環境意識の向上が図られています。		4	子ども子育て事業課
	年度別指標	R 3	R 4	R 5	R 6
	庭やプランターなどでの野菜作りや調理保育を実施				




第3章 具体的施策 【都市環境】環境に配慮した良好な都市空間を形成するまち

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係				
29	給食食品などの放射性物質濃度の測定	④ 安全・安心な暮らしの確保に向けた調査と情報提供				
目的	市放射能対策に関する基本的な対応方針に基づき、保育園・小中学校などで使用している給食食品や市内産農畜産物等の放射性物質濃度を測定し、検査基準値を超えた場合は食品の使用中止など必要に応じた対応を行います。					
取組	内容	4年後のイメージ			該当する SDGs	担当課
(53) 給食食品などの放射性物質濃度の測定	「市放射能対策に関する基本的な対応方針」に基づき、給食食品や市内産農畜産物などの放射性物質濃度を測定し、検査基準値を超えた場合は食品の使用中止など必要な対応を行います。	保護者などに対し放射能に関する適正な情報提供を行うことで、給食食品等に関する安全・安心が確保されています。			3	まちづくり計画課
	年度別指標	R 3	R 4	R 5	R 6	
	給食食品等の測定及び、市報やHPによる結果の公表	継続				







【都市環境】環境に配慮した良好な都市空間を形成するまち

3-1 環境に配慮したみちづくり

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係				
30	道路整備の推進	—				
目的	交通渋滞の解消や防災機能の向上などを図るため、都市計画道路の整備や、道路の拡幅、交差点改良、また、安全で快適かつ環境に配慮した歩道のバリアフリー化・透水性舗装などの道路整備を進めます。					
取組	内容	4年後のイメージ			該当する SDGs	担当課
(再20) 透水性舗装の推進	歩道改修・設置工事の際に、歩道の透水性舗装を推進します。	歩行性の改善、地下水涵養、下水道施設への負荷低減が図られています。			6, 11	建設事業課
	年度別指標	R 3	R 4	R 5	R 6	
	道路新設改良等歩道の改修や設置工事を行う場合に実施 都市計画道路国3・4・12, 国3・4・1	継続				
(54) 低騒音舗装の採用	舗装工事を実施する路線において、夜間環境基準に照らし必要ときは低騒音舗装を採用します。	タイヤ/路面騒音の低減、降雨時の走行性の向上、沿道への水はね抑制、沿道環境の向上が図られています。			11	建設事業課
	年度別指標	R 3	R 4	R 5	R 6	
	道路新設改良等舗装工事を実施する路線において、夜間環境基準に照らし必要ときは低騒音舗装を採用 都市計画道路国3・4・12, 国3・4・1	継続				


取組	内容	4年後のイメージ	該当する SDGs	担当課								
(55)歩道のバリアフリー化	歩道改修・設置工事の際は、道路構造令などに基づき、歩道のバリアフリー化を進めます。	高齢者や視覚障害者、車いす利用者等を含む全ての歩行者にとって安全で円滑な移動の向上が図られています。	3, 11	建設事業課								
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">年度別指標</td> <td>R 3</td> <td>R 4</td> <td>R 5</td> <td>R 6</td> </tr> <tr> <td>道路新設改良等歩道の改修や設置工事を行う場合に実施 都市計画道路国3・4・12, 国3・4・1</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">継続 </td> </tr> </table>	年度別指標	R 3	R 4	R 5	R 6	道路新設改良等歩道の改修や設置工事を行う場合に実施 都市計画道路国3・4・12, 国3・4・1	継続 				
年度別指標	R 3		R 4	R 5	R 6							
	道路新設改良等歩道の改修や設置工事を行う場合に実施 都市計画道路国3・4・12, 国3・4・1	継続 										

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係
31	自転車利用の推進	⑤ 自転車・公共交通機関の利用促進
目的	自転車駐車場の整備を行うとともに、自転車利用のマナーの向上やルールづくりなど、自転車利用の促進に向けた普及啓発を行います。	

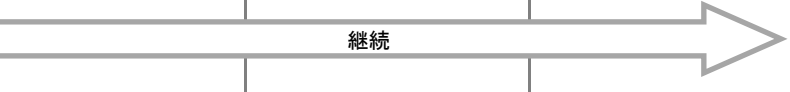
取組	内容	4年後のイメージ	該当する SDGs	担当課								
(再37)環境保全に関するPR	国分寺まつりなどのイベントで施策の目的に合致した環境保全に関するPRを行います。また、HP等で新しい情報を提供します。	イベント等でPRを行うことで市民の意識が向上しています。最新の情報を提供することで効果的な啓発が行われています。	4	まちづくり計画課								
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">年度別指標</td> <td>R 3</td> <td>R 4</td> <td>R 5</td> <td>R 6</td> </tr> <tr> <td>イベント等でPR HP等で新しい情報を提供</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">継続 </td> </tr> </table>	年度別指標	R 3	R 4	R 5	R 6	イベント等でPR HP等で新しい情報を提供	継続 				
年度別指標	R 3		R 4	R 5	R 6							
	イベント等でPR HP等で新しい情報を提供	継続 										
(56)自転車利用のルールの周知	市報・HP及び公共施設内の掲示板等で、適宜、交通安全に関する情報提供や、自転車利用五則、自転車ナビマーク・ナビラインなど、自転車利用のルールの周知を行います。それに加えて、交通安全教室及び啓発イベント（市民のつどい）を開催や、国分寺駅周辺で啓発ティッシュの配布（放置自転車クリーンキャンペーン）等を実施します。	市民の自転車利用マナーの向上を図られています。	3, 4	交通対策課								
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">年度別指標</td> <td>R 3</td> <td>R 4</td> <td>R 5</td> <td>R 6</td> </tr> <tr> <td>市報・HP及び公共施設内の掲示板等での交通安全情報の発信（適宜） 交通安全教室及び啓発イベントの開催回数（5回） 国分寺駅周辺での駐車マナー啓発キャンペーンの実施（1回）</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">継続 </td> </tr> </table>	年度別指標	R 3	R 4	R 5	R 6	市報・HP及び公共施設内の掲示板等での交通安全情報の発信（適宜） 交通安全教室及び啓発イベントの開催回数（5回） 国分寺駅周辺での駐車マナー啓発キャンペーンの実施（1回）	継続 				
年度別指標	R 3		R 4	R 5	R 6							
	市報・HP及び公共施設内の掲示板等での交通安全情報の発信（適宜） 交通安全教室及び啓発イベントの開催回数（5回） 国分寺駅周辺での駐車マナー啓発キャンペーンの実施（1回）	継続 										




3-2 環境に配慮したまちづくり

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係
32	良質な住環境の創出	—
目的	建築物の高さ基準、開発区域面積に応じた敷地内の緑化・空地、雨水浸透施設の設置など、まちづくり条例による開発・建築の規制・誘導を進め、良質な住環境を創出します。また、環境改善の観点から、空き地及び空き屋対策に取組みます。	


取組	内容	4年後のイメージ			該当する SDGs	担当課
(57) 開発・建築の規制・誘導	「まちづくり条例」において土地利用に関するルールを定め、安全で快適なまちづくりの実現を図るとともに、良好な住環境を保全するため、開発事業における建築物の敷地面積の最低限度を定め、適正な住宅の敷地面積の確保を図ります。	開発事業における敷地面積の最低限度、道路の後退、公開空地などの整備により、良好な住環境の創出が図られています。			6, 11, 12, 15	まちづくり推進課
	年度別指標	R 3 開発事業における整備基準（敷地面積の最低限度、道路後退及び公開空地など）の指導	R 4	R 5	R 6	
(58) 空き地及び空き家の適正な管理の促進	「空き家等及び空き地の適正な管理等に関する条例」に基づき、空き家等及び空き地の所有者に対し、適正な管理を行うよう働きかけます。また、空き家バンクを設立し、空き家の所有者等と利用希望者の橋渡しを行うことにより、空き家・空き地の有効活用を進めます。	適正な管理がなされていない空き家及び空き地がなく、空き家や空き地の利活用が進んでいます。			11	
	年度別指標	R 3 空き家及び空き地の適正な管理の促進 空き家バンクの登録 空き家の利活用	R 4 空き家及び空き地の適正な管理の促進 空き家バンクの登録物件数6件 空き家の利活用件数3件	R 5 空き家及び空き地の適正な管理の促進 空き家バンクの登録 空き家の利活用	R 6 空き家及び空き地の適正な管理の促進 空き家バンクの登録物件数8件 空き家の利活用件数4件	

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係
33	地域住民の交流によるまちづくり	—
目的	地域の防災力を高めるため、地域住民が主体となった防災まちづくり推進地区の取組などを支援し、市民と市が協働して、災害に強いまちづくりを進めます。また、むかしの井戸での井戸端会議や地域・団体交流会などにおいて、地域の課題を話し合う機会を創出するなど、地域住民の交流によるまちづくりを促進します。	

取組	内容	4年後のイメージ			該当する SDGs	担当課
(59) 防災まちづくり	地域社会において安全で住みよいまちづくりを積極的に推進するため、自治会・町内会などと協働のもと、防災まちづくりを進めます。	新たな防災まちづくり推進地区と協定が締結され、防災まちづくり推進地区が市の面積の50%を超えていることで、災害に強いまちづくりが促進されています。			11, 17	防災安全課
	年度別指標	R 3 防災まちづくり推進地区協定締結への支援（組織づくりの助言など） 協定締結後の支援（専門家の派遣など） 既存地区間の代表者会議開催年1回	R 4	R 5	R 6	

取組	内容		4年後のイメージ		該当するSDGs	担当課
(60) 地区防災センターの円滑な運営	災害時、地区防災センターの運営を円滑に行うことができるように、学校周辺の自治会などと連携を図ります。		初動要員と地区防災協会や学校周辺の自治会が地区防災センターの運営に関する訓練や意見交換を継続的に実施することで、自治会等の役員が交代しても避難所運営を円滑に行うことができる体制を構築できています。		11, 17	防災安全課
	年度別指標	R 3 地区防災協会や学校周辺自治会との地区防災センター運営マニュアルに基づく訓練の実施や運営方法に関する意見交換の実施	R 4	R 5	R 6	継続 
(61) 井戸端会議との連携	地域の公園に設置してある「むかしの井戸」で市民防災推進委員が中心となって定期的に開催している「井戸端会議」に必要な支援を図ります。		むかしの井戸が平常時の地域コミュニティの場、災害時の生活用水の給水拠点として、広く市民に利用されています。		6, 11	防災安全課
	年度別指標	R 3 定期開催への支援（井戸水の簡易水質検査キットの配布や井戸端会議への参加及びツイッター等を利用した市民への広報）	R 4	R 5	R 6	継続 
(62) 条例の仕組に基づくまちづくりの支援	地域の特性や課題を地域住民が共有し、協働のまちづくりを進めるまちづくり条例の仕組みの活用を奨励するとともに、必要な支援を図ります。		条例の仕組に基づくまちづくりの支援を行うことで、協働のまちづくりの促進が図られています。		11, 17	まちづくり推進課
	年度別指標	R 3 まちづくりに関する相談・支援、及びまちづくりコンサルタント派遣制度やまちづくり活動助成制度の周知・運用	R 4	R 5	R 6	継続 

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係
34	まちの美化活動の促進	—
目的	ポイ捨ての防止及び路上喫煙の規制に関する啓発活動を行うとともに、不法投棄防止のパトロール、市内一斉清掃活動の実施など、市民や事業者等のまちの美化活動を促進します。 路上の放置自転車や違法看板を撤去し、歩行者などの円滑な通行を確保します。	

取組	内容		4年後のイメージ		該当するSDGs	担当課
(63) ポイ捨ての防止及び路上喫煙の規制に関する啓発	市民・事業者・市が協働してポイ捨てなどの防止、喫煙マナー向上の啓発活動を行い、まちの美化を促進します。		市民や事業者等との協働によるキャンペーン活動を通じて、市民等にポイ捨ての防止と路上喫煙の規制について理解の促進及び行動につながっています。		11, 17	環境対策課
	年度別指標	R 3 マナーアップキャンペーンの実施	R 4	R 5	R 6	継続 

取組	内容		4年後のイメージ		該当するSDGs	担当課
(64) 不法投棄の防止活動	不法投棄防止のパトロールを行うとともに、市報などで啓発活動を行います。		ルールに従ったごみの適正な排出が行われ、市内の環境美化が図られています。		11, 12	環境対策課
	年度別指標	R 3 不法投棄防止の日中パトロール（平日）ほか早朝・夜間パトロールは適宜実施 啓発活動の実施、市報やHPなどの掲載 不法投棄多発地域に防止看板を設置	R 4	R 5	R 6	
			→ 継続			
(65) クリーン運動の実施	国分寺市民クリーン運動実行委員会を主体に、自治会・町内会などと連携し、公共の場所の一斉清掃を行います。		市民や事業者等との協働による市内一斉清掃のクリーン運動を通じて、市民等のまちの美化意識の向上が図られています。		11, 17	環境対策課
	年度別指標	R 3 クリーン運動の実施	R 4	R 5	R 6	
			→ 継続			
(66) 放置自転車などの撤去	円滑で安全な交通環境を確保するため、公共の場所に放置された自転車、道路上の不法占用物、違反看板などの撤去を行います。また、常習的に自転車が放置されてしまう道路には、バリケードの設置や指導員の配置等を実施し、自転車を放置させないための対策を行います。		①駅周辺に放置自転車がなくなり、安全な道路交通が確保されています。 ②道路上の不法占用物、違反看板などが減り、通行しやすい道路になっています。		11	①交通対策課 ②道路管理課
	年度別指標	R 3 ①市内1日あたりの放置自転車警告・撤去台数（警告数100件 撤去数10件） ②違反広告物撤去目標として800枚。 東京都や交通管理者との共同除却を実施。	R 4 ①市内1日あたりの放置自転車警告・撤去台数（警告数85件 撤去数9件） ②違反広告物撤去目標として850枚。 東京都や交通管理者との共同除却を実施。	R 5 ①市内1日あたりの放置自転車警告・撤去台数（警告数72件 撤去数8件） ②違反広告物撤去目標として900枚。 東京都や交通管理者との共同除却を実施。	R 6 ①市内1日あたりの放置自転車警告・撤去台数（警告数61件 撤去数7件） ②違反広告物撤去目標として1,000枚。 東京都や交通管理者との共同除却を実施。	


### 3-3 地域性豊かな景観の形成

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係
35	地域特性にあった景観づくり	—
目的	「国分寺市景観まちづくり指針」の普及啓発により、自然や歴史的景観、まち並み景観などに対する市民や事業者等への関心を高めます。 また、建築物の高さや意匠、緑化などのルールを定めた地区計画の策定や建築協定の締結など、地域住民との協働によるまちづくりを進めます。	

取組	内容		4年後のイメージ		該当するSDGs	担当課
(67) 景観形成の方針の活用	「国分寺市景観まちづくり指針」に基づき、開発事業における景観の指導を行います。		開発事業に対する景観配慮の指導を行うことで、良好な住環境の創出が図られています。啓発活動により、市民及び事業者の景観まちづくりに係る関心の向上が図られています。		11	まちづくり推進課
	年度別指標	R 3 開発事業における景観の指導	R 4	R 5	R 6	
			→ 継続			



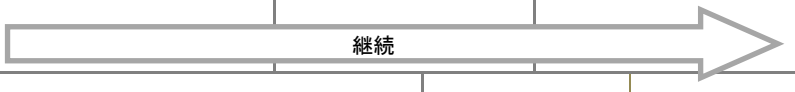

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係			
36	歴史遺産及び文化財の調査・保存・活用	⑥ 歴史的景観や文化財の保全・活用			
目的	国指定史跡武蔵国分寺跡などの公有化による歴史公園の整備、新たな文化財調査などにより、市内の歴史遺産及び文化財の保存・整備を進めます。 また、文化財愛護ボランティアの養成や文化財めぐりなどのイベントの開催、観光マップなどの広報活動の充実などにより、文化財とのふれあいを推進するとともに、活用を進めます。				
取組	内容	4年後のイメージ		該当するSDGs	担当課
(再9) 歴史公園の整備	「国指定史跡武蔵国分寺跡附東山道武蔵路跡保存管理計画」等に基づき、史跡武蔵国分寺跡などの歴史公園の整備を進めます。	史跡南側エントランス部の整備が完了し、参道から南門・中門・金堂・講堂の伽藍中軸線の視界が確保されています。		11, 15	ふるさと文化財課
	年度別指標	R3 南門地区第1工区の整備。武蔵国分寺跡の参道・南門・伽藍地区画溝・橋脚遺構等の整備	R4 南門地区第2工区の整備。南門地区西側の環境整備（四阿・ベンチ・照明・遺構解説板等の設置）	R5 南門地区第3工区の整備。南門地区東側の環境整備（四阿・ベンチ・照明・遺構解説板等の設置）を行う。エントランス部に模型を設置	R6 北方推定中院地区第1工区の整備。築地塀・溝等の遺構を復元整備
(68) (仮称) 郷土博物館	史跡武蔵国分寺跡の整備にともない、(仮称) 郷土博物館構想の具体化を図ります。	新庁舎で文化財が保存・公開されています。		11	ふるさと文化財課
	年度別指標	R3 新庁舎の建設の事前協議において文化財の展示スペース設置を申し入れ	R4 継続	R5 継続	R6 新庁舎に文化財の展示スペースを設置
(69) 市内総合文化財調査	「市内総合文化財調査計画」に基づき、市内に所在するさまざまな文化財の所在調査を行い、目録に登録することによって、文化財の保護を図ります。	文化財目録の整備が完了し、目録から指定すべき文化財が明確化されています。指定を受けた文化財について保護・活用が図られ、市内の歴史学習環境が向上しています。		11	ふるさと文化財課
	年度別指標	R3 市内東部地区を対象として建造物の悉皆調査整備した目録のなかから文化財指定すべき案件の精査・検討	R4 令和元年度で抽出した建造物について中部地区を対象として現地調査 また、目録のなかから文化財指定を検討し、前年度指定案件となった文化財について活用	R5 建造物にかかる調査報告書を作成 また、目録のなかから文化財指定を検討し、前年度指定案件となった文化財について活用	R6 文化財目録のなかから文化財指定を検討 前年度指定案件となった文化財について活用を図る。悉皆調査が未了の分野について、補足調査を実施
(70) 文化財とのふれあい推進	市内文化財めぐり、市外文化財めぐりなど、文化財を理解促進するイベントの実施やふるさと文化財愛護ボランティア養成講座を開講します。	市民が、様々な機会に文化財に触れ、親しみ、理解が深まっています。		4, 11	ふるさと文化財課
	年度別指標	R3 市内文化財めぐり、市外文化財めぐり等の実施やふるさと文化財愛護ボランティア養成講座の開講	R4 継続	R5 継続	R6 継続
(71) 市観光協会との連携	歴史・観光マップを配布するほか、案内板などを整備します。	観光協会の各種活動・実施事業を通じて、市内外への国分寺市のPRが図られ、国分寺市の自然や歴史・文化に対する関心が高まっています。		4, 11	市政戦略室
	年度別指標	R3 観光案内看板の整備 観光PRイベントの実施	R4 継続	R5 継続	R6 継続

取組	内容	4年後のイメージ			該当する SDGs	担当課
(72)文化財普及事業の推進(広報)	各種パンフレット等の多言語化やICTを活用した情報発信を積極的に行い、市内外からの来訪者に対する文化財の理解促進に努めます。	市民が、様々な機会に文化財に触れ、親しみ、理解が深まっています。			11	ふるさと文化財課
	年度別指標	R 3	R 4	R 5	R 6	
	各種パンフレット等の多言語化やICTを活用した情報発信					

【地球環境】資源が循環し、エネルギーが有効に利用される地球にやさしいまち

4-1 地球温暖化対策の推進

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係
37	地球温暖化対策の計画的な推進	⑤ 自転車・公共交通機関の利用促進
目的	<p>市の事務事業を対象とした「国分寺市地球温暖化防止行動計画」(市役所版)に基づき、市は公共施設の省エネルギー化の推進、ノーカーデーの実施、グリーン購入の推進、節電行動などによって、二酸化炭素などの温室効果ガス排出量を削減し、地球温暖化対策を進めます。</p> <p>また、地域のエネルギーの方向性などを含め、市域を対象とした総合的な地球温暖化対策実行計画(市域版)策定の検討を進めます。</p> <p>さらに、市報などを通じて、市民や事業者等へ公共交通機関の利用促進、エコドライブなどの地球温暖化防止に関する普及啓発を進めます。</p>	

取組	内容	4年後のイメージ			該当する SDGs	担当課
(再37)環境保全に関するPR	国分寺まつりなどのイベントで施策の目的に合致した環境保全に関するPRを行います。また、HP等で新しい情報を提供します。	イベント等でPRを行うことで市民の意識が向上しています。最新の情報を提供することで効果的な啓発が行われています。			4	まちづくり計画課
	年度別指標	R 3	R 4	R 5	R 6	
	イベント等でPR HP等で新しい情報を提供					
(73)庁用車の使用抑制	移動手段としての徒歩・自転車の推奨や長距離移動の場合には明確な理由を文書で提出させることで、日常的な使用抑制を図ります。	庁用車の利用回数・走行距離が減り、燃料費や事故の削減につながっています。			3, 11, 13	契約管財課
	年度別指標	R 3	R 4	R 5	R 6	
	契約管財課が管理する庁用車の貸出し時に他の移動手段の推奨を実施					
(74)地球温暖化防止行動計画(市役所版)の推進	「地球温暖化防止行動計画(市役所版)」に基づき、省エネ行動などを実施し、温室効果ガス(CO <sub>2</sub> 換算)排出量の抑制、省資源・省エネルギーを進めます。	「地球温暖化防止行動計画(市役所版)」に基づく省エネルギーや省資源の取組の推進により、市の事務及び事業におけるCO <sub>2</sub> 排出量が着実に削減されています。			7, 9, 12, 13	まちづくり計画課
	年度別指標	R 3	R 4	R 5	R 6	
	平成25(2013)年度を基準として令和5(2023)年度までにCO <sub>2</sub> 排出量を16.7%削減(令和2年度実績)	平成25(2013)年度を基準として令和5(2023)年度までにCO <sub>2</sub> 排出量を16.7%削減(令和3年度実績)	平成25(2013)年度を基準として令和5(2023)年度までにCO <sub>2</sub> 排出量を16.7%削減(令和4年度実績)	新「地球温暖化防止行動計画(市役所版)」に改定	平成25(2013)年度を基準として令和5(2023)年度までにCO <sub>2</sub> 排出量を16.7%削減(令和5年度実績)	新「地球温暖化防止行動計画(市役所版)」に基づく温室効果ガス排出量の削減



取組	内容		4年後のイメージ		該当するSDGs	担当課
(75)グリーン購入の推進	再生材などを使用した環境負荷の少ない製品の購入を推進します。毎年度「国分寺市グリーン購入ガイドライン」の見直しを行うとともに、前年度の調達実績等について調査します。		庁内におけるグリーン購入の推進によって、環境負荷の少ない物品等の購入が進み、資源の有効利用と省資源化が図られています。		9, 12	まちづくり計画課
	年度別指標	R3	R4	R5	R6	→ 継続
グリーン購入推進に向けた啓発 グリーン購入ガイドライン見直し 調達実績調査 全分野調達率100%						
(76)公共施設における再生可能エネルギー・創エネルギーの導入	公共施設の新設・大規模改修に際して、再生可能エネルギー・創エネルギー機器の設置を推進します。		公共施設に再生可能エネルギー・創エネルギー機器を設置することで、エネルギーの有効利用を進め、市の事務及び事業におけるCO <sub>2</sub> 排出量が削減されています。		7, 9, 12, 13	まちづくり計画課
	年度別指標	R3	R4	R5	R6	→ 継続
公共施設個別施設設計画等に基づき、対象施設等との調整・実施						

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係
38	地球温暖化への適応	—
目的	近年、地球温暖化の影響と見られる猛暑などによって、熱中症が増加しています。こうした気候変動の予測や、熱中症の増加など懸念される影響について情報を収集するとともに、市民や事業者等には、夏期の打ち水の推奨や公共施設でクールシェアを行うなど、熱中症の予防策について普及啓発を進めます。	

取組	内容		4年後のイメージ		該当するSDGs	担当課
(77)熱中症の予防に関する広報	夏場の熱中症予防対策として、注意喚起や予防法などを市報やHPなどで広報します。		熱中症の予防に関する知識が市民に浸透しています。		3, 13	健康推進課
	年度別指標	R3	R4	R5	R6	→ 継続
市報やHP・チラシによる広報 年1回						
(78)高齢者の熱中症の予防に関する啓発活動	夏場の熱中症対策として、予防方法などを市報やHPなどで広報を行うほか、熱中症予防に関する各種教室、出張講座により、啓発活動を行います。		熱中症予防に関する講座の開催等、地域での意識の向上を図る取組が推進されています。高齢者が熱中症予防に関する適切な対応ができています。		3, 13	高齢福祉課
	年度別指標	R3	R4	R5	R6	→ 継続
熱中症に関する講座を各地域包括支援センターにおいて1回以上実施						

4-2 省エネルギー・省資源の促進

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係				
39	省エネルギー・省資源行動の促進	⑧ 環境負荷の少ないライフスタイルの促進				
目的	家庭におけるエネルギー使用量、二酸化炭素排出量を月1回記録することで、省エネルギーの意識を高める手段としての「環境家計簿」を普及拡大するとともに、市報やホームページなどを通じて、家庭や事業所等における具体的な節電対策、省エネルギー機器に関する情報など、省エネルギー・省資源に関する情報提供を行います。					
取組	内容	4年後のイメージ			該当するSDGs	担当課
(再37)環境保全に関するPR	国分寺まつりなどのイベントで施策の目的に合致した環境保全に関するPRを行います。また、HP等で新しい情報を提供します。	イベント等でPRを行うことで市民の意識が向上しています。最新の情報を提供することで効果的な啓発が行われています。			4	まちづくり計画課
	年度別指標	R3	R4	R5		
	イベント等でPR HP等で新しい情報を提供	継続				
(79)環境家計簿の普及啓発	市民の省エネルギー・省資源などの意識を高める手段として、環境家計簿の普及啓発を推進します。	環境家計簿モニターを実施することで、環境家計簿をつけるきっかけを作ることができ、省エネルギー・省資源の取組の推進ができています。			12, 13	まちづくり計画課
	年度別指標	R3	R4	R5		
	環境家計簿モニター制度 <sup>1)</sup> の実施	継続				

4-3 再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの推進

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係				
40	再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの推進	⑧ 環境負荷の少ないライフスタイルの促進				
目的	新たに公共施設を整備する際は太陽光などの再生可能エネルギーの導入を図ります。家庭においては、太陽光発電機器や燃料電池コージェネレーション機器などの設置費用の一部を助成することで、再生可能エネルギーの導入・創エネルギーを推進し、エネルギーの有効利用、地球温暖化対策を進めます。					
取組	内容	4年後のイメージ			該当するSDGs	担当課
(再76)公共施設における再生可能エネルギー・創エネルギーの導入	公共施設の新設・大規模改修に際して、再生可能エネルギー・創エネルギー機器の設置を推進します。	公共施設に再生可能エネルギー・創エネルギー機器を設置することで、エネルギーの有効利用を進め、市の事務及び事業におけるCO <sub>2</sub> 排出量が削減されています。			7, 9, 12, 13	まちづくり計画課
	年度別指標	R3	R4	R5		
	公共施設個別施設計画等に基づき、対象施設等との調整・実施	継続				
(80)住宅用太陽光発電機器等設置助成	地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減、省資源・省エネルギーの推進のため、家庭向けの創エネルギー機器設置費用の一部を助成します。	家庭における太陽光発電等の再生可能エネルギーや創エネルギー機器の導入によって、温室効果ガス(CO <sub>2</sub> 換算)排出量が削減されています。			7, 12, 13	まちづくり計画課
	年度別指標	R3	R4	R5		
	太陽光発電機器・燃料電池の設置助成実施	継続				

4-4 ごみの発生抑制, 減量化・資源化の推進




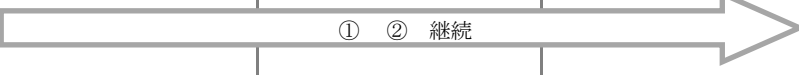
通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係
41	ごみの発生抑制	—
目的	リデュース（ごみになる物をつくらない、買わない）リユース（物を捨てずに人に譲ったり、繰り返し使う）の促進による発生抑制を図ります。レジ袋削減などに積極的に取り組むリサイクル推進協力店制度の推進のほか、市報等を通じて、ごみの排出抑制を重視した暮らしに関する普及啓発を進めます。	

取組	内容	4年後のイメージ			該当する SDGs	担当課
(81) リサイクル推進協力店制度の拡充と啓発	事業系廃棄物の減量化・資源化に関する説明会を開催し、事業者に対し積極的な働きかけを行い、ごみ減量・資源化に関する意識を啓発し、資源の循環を図るためペットボトルの自主回収などのリサイクル推進協力店を増やす等、制度の拡充と啓発を進めます。	市内大型店舗およびドラッグストア 30 店がリサイクル協力店に認定されています。			9, 12, 17	ごみ減量推進課
	年度別指標	R 3 市内に出店しているドラッグ系ストア店および大型店にリサイクル推進協力店制度の拡充と啓発を進める。	R 4	R 5	R 6	
(82) 図書館資料のリユース	除籍した図書館資料をリサイクル図書コーナーに置き、市民に提供します。また、図書館の運営体制の整備後に、公民館まつり等のイベントに合わせてリサイクル市を行い、除籍・廃棄資料のリユースを行います。	資料のリユースにより、除籍資料や寄贈された資料の有効利用が図られています。			12	
	年度別指標	R 3 リサイクルコーナーは市内5館で実施 15,000 冊（単年） リサイクル市は市内5館で実施	R 4	R 5	R 6	

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係
42	ごみの減量化・資源化の推進	⑦ 資源循環型のまちづくりの推進
目的	家庭用生ごみ処理機器購入助成の普及促進、給食残さ・せん定枝・家庭の厨芥類のたい肥化、リサイクル家具の販売、陶磁器、小型家電、金物類やごみ焼却灰の再資源化、清掃指導員による分別指導などのほかに、多摩地域各市の先行事例の分析・研究を行い、ごみの減量化・再資源化を推進することによって、資源の循環、ごみ焼却に伴い発生する二酸化炭素排出量の削減を進めます。	

取組	内容	4年後のイメージ			該当する SDGs	担当課
(83) 生ごみ処理機器の普及促進	生ごみ処理機器（ごみけしくん、市販型）の購入費の一部を助成するとともに、啓発活動により普及を図ります。	市の推奨する「ごみけしくん」の需要が継続しており、市への助成金申請が求められています。			12	ごみ減量推進課
	年度別指標	R 3 生ごみ処理機器（ごみけしくん、市販型）の購入費の一部を助成するとともに、啓発活動により普及を図る。 目標普及台数 ・ごみけしくん、ごみけしくん mini 各5台 ・市販型 140台	R 4	R 5	R 6	

取組	内容		4年後のイメージ		該当するSDGs	担当課
(84) 給食残さ・家庭の厨芥類及びせん定枝のたい肥化	小学校や保育園の給食残さ、集合住宅及び戸建住宅（自治会単位など）の生ごみ及び家庭のせん定枝をたい肥化し、小学校、保育園の園芸や家庭菜園などでの利用を促進します。		生ごみたい肥化収集拠点が市公共施設に現在より増設され、もやせるごみに含まれる生ごみの排出量が逡減しています。		12	ごみ減量推進課
	年度別指標	R 3 家庭からでる生ごみのさらなるたい肥化を推進するため、拠点収集箇所の拡充手続きを進める。 市民及び小学校、保育園での生ごみたい肥の利活用を促進する。	R 4 家庭からでる生ごみのさらなるたい肥化を推進するため、拠点収集箇所を増設する。 （目標：プラス1か所） 市民及び小学校、保育園での生ごみたい肥の利活用を促進する。	R 5	R 6	継続
(85) ごみの減量化・資源化の推進	「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみの減量化・資源化を推進します。		リサイクルからリユースへのシフトが進み、資源回収量が逡減しています。		12	ごみ減量推進課
	年度別指標	R 3 もったいない食器市等のリユース活動の再開を進める。 陶磁器・ぬいぐるみ・金物・靴・かばん等のリユース、リサイクルを継続して行う。 資源物の臨時拠点収集を再開する。 1人1日あたりごみ排出量359.9g、資源化率38.3%	R 4 もったいない食器市等のリユース活動の再開を進める。 陶磁器・ぬいぐるみ・金物・靴・かばん等のリユース、リサイクルを継続して行う。 資源物の臨時拠点収集の回数増加を検討する。	R 5	R 6	継続
(86) 分別の周知・指導	市報やごみ・リサイクルカレンダーなどを通じて分別のルールを周知し、清掃指導員によるごみ分別指導や廃棄物減量等推進委員による啓発活動を行います。		①継続した啓発、指導により、さらなる減量が図られています。 ②市民への分別周知徹底が進み、資源プラスチック、ペットボトル等資源物への異物混入が逡減しています。		12	①環境対策課 ②ごみ減量推進課
	年度別指標	R 3 ①不分別者及び市民要望による随時分別指導の実施 ②随時ツイッターやアプリを活用して、分別についての情報提供を行う。	R 4	R 5	R 6	① ② 継続

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係				
43	ごみ減量や分別などの普及啓発	⑦ 資源循環型のまちづくりの推進				
目的	ごみ・リサイクルカレンダーの作成・配布、協働による分別体験説明会・イベントの開催、資源物の集団回収の推奨、リーフレットの作成や市報などを通じて、ごみ減量や分別に関する普及啓発を進めます。					
取組	内容	4年後のイメージ			該当するSDGs	担当課
(87) ごみ・リサイクルカレンダーによるごみの減量化・資源化や分別のルール啓発	分別ルールなどを記載したごみリサイクルカレンダーを全戸配布し、啓発を行います。	①ごみ・リサイクルカレンダーの記載内容などの検証及び見直しを行い、より分かりやすく、ごみの減量化・資源化や分別のルールの啓発がされています。 ②市民への分別周知徹底が進み、資源プラスチック、ペットボトル等資源物への異物混入が逡減しています。			12	①環境対策課 ②ごみ減量推進課
	年度別指標	R 3 ①ごみ・リサイクルカレンダーによる分別ルール啓発、4年度版カレンダーの作成及び全戸配布 カレンダーの検証及び見直し（検討委員会8回）  ②市民や廃棄物減量等推進委員の意見を精査のうえ反映し、より市民生活に即した分かりやすいごみ・リサイクルカレンダーを作成する。	R 4 ①ごみ・リサイクルカレンダーによる分別ルールの啓発、5年度版カレンダーの作成及び全戸配布 カレンダーの検証及び見直し（検討委員会8回）	R 5 ①ごみ・リサイクルカレンダーによる分別ルールの啓発、6年度版カレンダーの作成及び全戸配布 カレンダーの検証及び見直し（検討委員会8回）	R 6 ①ごみ・リサイクルカレンダーによる分別ルールの啓発、7年度版カレンダーの作成及び全戸配布 カレンダーの検証及び見直し（検討委員会8回）	
(88) 説明会やイベントなどでの啓発活動	分別体験説明会をはじめ、国分寺まつり、環境まつりなどの各種イベントにおいて、協働によるごみの減量・資源化、分別について啓発活動を推進します。	①出前講座や説明会等の開催、リサイクル情報紙の発行、アプリ・HPの充実が図られています。また、3R講座の開催、集団回収等の連絡会、ビデオや広報誌の活用による啓発活動が推進されています。 ②新たなイベントの実施を通して、市民のごみ・資源物の適正排出を積極的に行う気運が醸成されています。			12, 17	①環境対策課 ②ごみ減量推進課
	年度別指標	R 3 ①分別説明会の実施 国分寺まつりなどでの啓発  ②市民のリクエストに応じて分別説明会を可能な限り行う。また、環境まつりに努め、啓発活動につながるイベントを実施する。	R 4 ②市民のリクエストに応じて分別説明会を可能な限り行う。また、環境まつりに代わる啓発イベントを新たに検討する。	R 5 ②市民のリクエストに応じて分別説明会を可能な限り行う。また、環境まつりに代わる新たな啓発イベントを実施できるようになっている。	R 6   	
(89) 広報活動の充実	市報特集号やHP、アプリなどを通じて、ごみ減量・資源化の啓発を行います。	①啓発による分別ルールの周知によって、減量及び資源化が図られています。 ②市民がオンライン、オフラインともタイムリーに市の発信する環境関連情報にアクセスできるようになっています。			12	①環境対策課 ②ごみ減量推進課
	年度別指標	R 3 ①市報やHP、アプリなどを通じたごみ・資源物の分別に関する啓発 年1回以上広報 ②現状に即したウェブサイトへのブラッシュアップを行う。また、ツイッターやアプリを活用し、オンタイムでの広報活動を継続して行う。	R 4 	R 5 	R 6 	

【環境教育・環境学習】地域に学び、人のつながりや活動を生み出すまち

5-1 環境教育・環境学習の推進

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係
44	多様な主体による環境教育・環境学習の推進	⑦ 資源循環型のまちづくりの推進 ⑧ 環境負荷の少ないライフスタイルの促進
目的	小中学校、公民館、地域センターなどを環境教育・環境学習の拠点施設として、市民、事業者等、学校や市などの多様な主体による講座や学習会を開催するなど、環境教育・環境学習を推進します。 また、市職員においては、環境教育・環境学習に関する講座や研修会などに積極的に参加し、環境意識の向上を図ります。	

取組	内容	4年後のイメージ	該当するSDGs	担当課														
(90) 公民館における「環境教育・環境学習」の推進	各公民館の地域特性などを活かして、体験学習や講座など環境教育・環境学習を推進します。	公民館で環境学習講座・講演会を継続的に実施し、多くの市民が環境について学んでいます。	4, 11, 13, 15	公民館課														
	<table border="1"> <tr> <td>年度別指標</td> <td>R 3</td> <td>R 4</td> <td>R 5</td> <td>R 6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>環境学習講座などの実施 3館以上実施</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">継続 </td> </tr> </table>	年度別指標	R 3	R 4	R 5	R 6		環境学習講座などの実施 3館以上実施	継続									
年度別指標	R 3	R 4	R 5	R 6														
	環境学習講座などの実施 3館以上実施	継続																
(91) 環境に関する啓発活動	世界環境デー（6月）に合わせ、市内全図書館で、環境問題に関する資料の展示コーナーを設置します。また、小・中学生の夏休み期間に合わせ、学習や自由研究に活用できる資料の展示コーナーを設置します。	環境に関する展示コーナーを設置することによって、市民の環境意識の向上が図れています。	4	図書館課														
	<table border="1"> <tr> <td>年度別指標</td> <td>R 3</td> <td>R 4</td> <td>R 5</td> <td>R 6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>環境に関する図書・資料の展示コーナーを設置</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">継続 </td> </tr> </table>	年度別指標	R 3	R 4	R 5	R 6		環境に関する図書・資料の展示コーナーを設置	継続									
年度別指標	R 3	R 4	R 5	R 6														
	環境に関する図書・資料の展示コーナーを設置	継続																
(92) 環境学習の実施・支援	小中学校、自治会・町内会、市民団体等からの要請により、講師や職員を派遣し、環境学習を行います。	環境学習・環境教育の推進に協力することで、環境に対する市民の関心が高まっています。	4	まちづくり計画課														
	<table border="1"> <tr> <td>年度別指標</td> <td>R 3</td> <td>R 4</td> <td>R 5</td> <td>R 6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>要請に応じた講師の選定・派遣 資料や情報の提供</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">継続 </td> </tr> </table>	年度別指標	R 3	R 4	R 5	R 6		要請に応じた講師の選定・派遣 資料や情報の提供	継続									
年度別指標	R 3	R 4	R 5	R 6														
	要請に応じた講師の選定・派遣 資料や情報の提供	継続																
(93) 環境学習・啓発活動体制の推進	①出前講座、分別説明会、環境まつりなどにおいて、子どもから大人までごみについて理解できるような取組を図ります。 ②出前講座、分別説明会、環境まつりなどにおいて、子どもから大人までごみについて理解できるような取組を図ります。	①ごみ問題への関心を深め、環境に対する意識の高揚が図れ、ごみの減量化・資源化につながる活動を推進しています。 ②浅川清流環境組合や今後設置されるリサイクルセンターが市民にとって価値あるレガシーであることが理解されています。	4	①環境対策課 ②ごみ減量推進課														
	<table border="1"> <tr> <td>年度別指標</td> <td>R 3</td> <td>R 4</td> <td>R 5</td> <td>R 6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>①職員が講師として啓発を実施 イベント（環境まつりなど）20回、市民要望（出前講座・説明会など）15回  ②浅川清流環境組合の設置に伴い、小学生の清掃センター見学の新たな体制の構築を行う。</td> <td>① 継続 </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>②前年に作成した新たな枠組みに基づいて、小学生の施設見学等を継続して行う。また、市民の要請に応じて可能な限り出前講座、分別説明会等を開催することで、大人の学びについても応える。</td> <td>② 継続 </td> <td></td> </tr> </table>	年度別指標	R 3	R 4	R 5	R 6		①職員が講師として啓発を実施 イベント（環境まつりなど）20回、市民要望（出前講座・説明会など）15回  ②浅川清流環境組合の設置に伴い、小学生の清掃センター見学の新たな体制の構築を行う。	① 継続					②前年に作成した新たな枠組みに基づいて、小学生の施設見学等を継続して行う。また、市民の要請に応じて可能な限り出前講座、分別説明会等を開催することで、大人の学びについても応える。	② 継続			
年度別指標	R 3	R 4	R 5	R 6														
	①職員が講師として啓発を実施 イベント（環境まつりなど）20回、市民要望（出前講座・説明会など）15回  ②浅川清流環境組合の設置に伴い、小学生の清掃センター見学の新たな体制の構築を行う。	① 継続																
		②前年に作成した新たな枠組みに基づいて、小学生の施設見学等を継続して行う。また、市民の要請に応じて可能な限り出前講座、分別説明会等を開催することで、大人の学びについても応える。	② 継続															



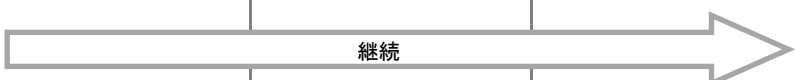
取組	内容	4年後のイメージ	該当する SDGs	担当課									
(94) 3R 講座の開催	市のごみの現状と処理について理解し、市民と行政が協働して地域のごみ問題を解決する3R講座を開催します。	市の環境行政に積極的に関わる市民が増えています。	4, 17	ごみ減量推進課									
	<table border="1"> <tr> <td>年度別指標</td> <td>R 3 3R講座（年6回、座学3時間/回、施設見学4か所）を再開し、市と市民が協働でごみ減量活動に携わるための礎とする。また、浅川清流環境組合の設置に伴い講座の内容について再検討を行う。</td> <td>R 4 前年までの実績を踏まえ、3R講座の内容を刷新し、より多くの市民に働きかけることができる講座を構築する。</td> <td>R 5</td> <td>R 6</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">→ 継続</td> </tr> </table>	年度別指標	R 3 3R講座（年6回、座学3時間/回、施設見学4か所）を再開し、市と市民が協働でごみ減量活動に携わるための礎とする。また、浅川清流環境組合の設置に伴い講座の内容について再検討を行う。	R 4 前年までの実績を踏まえ、3R講座の内容を刷新し、より多くの市民に働きかけることができる講座を構築する。	R 5	R 6	→ 継続						
年度別指標	R 3 3R講座（年6回、座学3時間/回、施設見学4か所）を再開し、市と市民が協働でごみ減量活動に携わるための礎とする。また、浅川清流環境組合の設置に伴い講座の内容について再検討を行う。	R 4 前年までの実績を踏まえ、3R講座の内容を刷新し、より多くの市民に働きかけることができる講座を構築する。	R 5	R 6									
→ 継続													
(95) 浅川清流環境組合の施設見学の実施	小学4年生に実施する社会科の授業の中でごみの流れを取り上げ、浅川清流環境組合の施設見学を実施します。	ごみ分別、ごみの減量に対する正しい理解と行動がとれる児童を育て、ひいては、自然環境への関心が育まれています。	4	学校指導課									
	<table border="1"> <tr> <td>年度別指標</td> <td>R 3 小学校全10校で実施（単年）</td> <td>R 4</td> <td>R 5</td> <td>R 6</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">→ 継続</td> </tr> </table>	年度別指標	R 3 小学校全10校で実施（単年）	R 4	R 5	R 6	→ 継続						
年度別指標	R 3 小学校全10校で実施（単年）	R 4	R 5	R 6									
→ 継続													
(再)35 全庁的な取組の実施	「環境基本計画実施計画」、「地球温暖化防止行動計画（市役所版）」、「グリーン購入基本方針」を柱に、庁内イントラネット、ポスター掲示、職員研修などを通して環境配慮に関する情報を共有し、全庁的な取組を進めます。	ポスターの掲示や庁内イントラネットによる啓発を行うことで、職員の環境意識が向上しています。	4	まちづくり計画課									
	<table border="1"> <tr> <td>年度別指標</td> <td>R 3 ポスターや庁内イントラネットの活用による職員への啓発 新任研修での啓発</td> <td>R 4</td> <td>R 5</td> <td>R 6</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">→ 継続</td> </tr> </table>	年度別指標	R 3 ポスターや庁内イントラネットの活用による職員への啓発 新任研修での啓発	R 4	R 5	R 6	→ 継続						
年度別指標	R 3 ポスターや庁内イントラネットの活用による職員への啓発 新任研修での啓発	R 4	R 5	R 6									
→ 継続													

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係
45	地域資源を活用した体験型学習の推進	② 地産地消の推進による都市農業の支援 ③ 野川、用水路及び湧水などの地域資源の保全・活用
目的	国分寺崖線や樹林地、都市農地、お鷹の道・真姿の池湧水群、史跡武蔵国分寺跡などの地域資源を活用しながら、生命の尊さ、自然の大切さ、環境保全等を学ぶ機会として、自然観察会や農業体験などの体験型学習を進めます。	

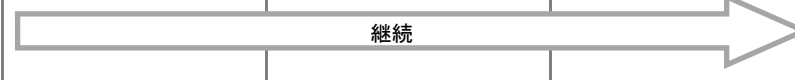
取組	内容	4年後のイメージ	該当する SDGs	担当課									
(再23) 農業体験農園の支援	市民等が農業体験できる場として、農業体験農園の施設整備費及び自立支援への補助を行います	農業経営の一環であることから、農家は相続税納税猶予制度が適用され、安定的に農園が継続できています。利用者は栽培技術と収穫物を得るとともに、農家との交流により都市農業への理解が深まっています。	2, 8, 15	経済課									
	<table border="1"> <tr> <td>年度別指標</td> <td>R 3 農業体験農園の整備、運営等への補助 年2回、市報等で入園者を募集</td> <td>R 4</td> <td>R 5</td> <td>R 6</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">→ 継続</td> </tr> </table>	年度別指標	R 3 農業体験農園の整備、運営等への補助 年2回、市報等で入園者を募集	R 4	R 5	R 6	→ 継続						
年度別指標	R 3 農業体験農園の整備、運営等への補助 年2回、市報等で入園者を募集	R 4	R 5	R 6									
→ 継続													

取組	内容		4年後のイメージ		該当するSDGs	担当課
(再24) 市民農業大学	農業者の指導のもと、市民に野菜づくりの一連の作業を体験する場や植木、鉢花、果樹の手入れの仕方など幅広く国分寺農業のことを学べる場を提供します。		修了生は野菜づくりや植木、鉢花、果樹の手入れの仕方など幅広く国分寺農業のことを学ぶことにより、修了生は食育や都市農業・農地への理解が深まっています。		2, 15	経済課
	年度別指標	R3 年間を通じて土づくりから収穫まで連続した農業体験を実施 修了生20人以上	R4	R5	R6	
			→ 継続			
(再25) 農ウォーク	農業委員会他共催で「農ウォーク」を開催し、市民が地域の畑などを歩いてまわり、農にふれる場を作ります。		参加者は都市農業・農地への理解が深まり、地産地消への意識が高まっています。		2, 15	経済課
	年度別指標	R3 市民と農業者が交流しながら、市民が農にふれる場を創出 年1回開催	R4	R5	R6	
			→ 継続			
(再26) 市内農園などにおける野菜収穫による農とのふれあい活動	市内農園（保育園の近隣地など）での野菜掘り会、園庭での野菜作りを行うことにより、農とのふれあいを図ります。		自然の恵みとしての食材やそれを育てた人々を知り、収穫体験を通じて農とふれあうことにより、食育の推進が図られています。		2, 4	子ども子育て事業課
	年度別指標	R3 市内農園（保育園の近隣など）での野菜掘り、園庭での野菜づくりを実施	R4	R5	R6	
			→ 継続			
(再34) 観察会などの開催による生物多様性に関する情報提供	生物多様性に関する情報を提供し、普及啓発を図ります。動植物調査の結果等を利用したバードウォッチングや自然観察会などの市民参加型イベントを行うことで市民の関心を高めます。		①生物多様性地域戦略に基づく、在来種の保全及び外来種対策を検討・決定することにより生物多様性の保全を進めることができています。 ②市内に存在する良好な自然環境を紹介し、生き物とふれあうことで、自然への愛着と普及が図られています。イベント等を通じて市民の生物多様性に関する関心が高まっています。		4, 6, 15, 17	①まちづくり計画課 ②緑と建築課
	年度別指標	R3 ①市民参加型体験イベントの実施 ②バードウォッチング湧水めぐり 子ども自然教室	R4	R5	R6	
			→ ① ② 継続			
(96) 学童体験農園	農家の指導を受けて、土づくり、種蒔きから収穫までの一連の農作業を体験し、小学校と地域の連携を図ります。		児童に対する、地域資源を活用した体験学習を通じて、農業をはじめ、自然環境への関心が育まれています。		4	学校指導課
	年度別指標	R3 小学校2校で実施（単年） 六小、八小の2校	R4	R5	R6	
			→ 継続			



取組	内容		4年後のイメージ		該当するSDGs	担当課
(97)児童の収穫体験	小学校の生活科、理科の学習において、農作物などの収穫を通して、地域の中で自然に親しむことにより、自然環境への関心を高めます。		児童に対する、収穫体験などを通じて、農業をはじめ、自然環境への関心が育まれています。		4	学校指導課
	年度別指標	R 3 小学校全10校で実施(単年)	R 4	R 5	R 6 	
(98)エコミュージアム事業の開催	市内の樹林地などについて、市民団体との協働で緑地・水辺をネットワーク化したエコミュージアム <sup>12</sup> として活用します。		市民の歴史文化や自然環境の保全意識の向上が図られています。		4, 15, 17	緑と建築課
	年度別指標	R 3 市民団体との協働事業の実施及び支援	R 4	R 5	R 6 	
(99)科学教室の開催	小学5・6年生を対象に大気、水、植物に関する学習や野外観察を通じ、環境への関心を高めます。		小学5・6年生を対象に大気、水、植物に関する学習や野外観察を通じ、環境への関心が高まっています。		4	学校指導課
	年度別指標	R 3 受講者140人(単年)	R 4	R 5	R 6 	
(100)宇宙の学校の開催	小学5・6年生を対象とした「科学教室」の前段階として、5歳児から小学4年生を対象とし、宇宙や自然科学をテーマにした話や実験・工作などを通して、宇宙や自然科学への興味や関心を高めます。		実験や工作などを行うことで科学に興味を持つ小中学生を育て、ひいては、自然環境への関心が育まれています。		4	学校指導課
	年度別指標	R 3 受講者300人(単年)	R 4	R 5	R 6 	

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係
46	環境学習に関する情報提供、学習教材づくり	⑧ 環境負荷の少ないライフスタイルの促進
目的	環境に関するイベントや講座の開催、環境関連図書の設置、環境施策の取組状況などを示した「環境報告書」の公開など、環境学習に関する情報提供を進めます。 また、市民や学校などと連携しながら、子どもだけでなく大人にも有効な学習教材やプログラムづくりを進めます。	

取組	内容		4年後のイメージ		該当するSDGs	担当課
(再37)環境保全に関するPR	国分寺まつりなどのイベントで施策の目的に合致した環境保全に関するPRを行います。また、HP等で新しい情報を提供します。		イベント等でPRを行うことで市民の意識が向上しています。最新の情報を提供することで効果的な啓発が行われています。		4	まちづくり計画課
	年度別指標	R 3 イベント等でPR HP等で新しい情報を提供	R 4	R 5	R 6 	

取組	内容	4年後のイメージ			該当するSDGs	担当課
(再92)環境学習の実施・支援	小中学校、自治会・町内会、市民団体等からの要請により、講師や職員を派遣し、環境学習を行います。	環境学習・環境教育の推進に協力することで、環境に対する市民の関心が高まっています。			4	まちづくり計画課
	年度別指標 要請に応じた講師の選定・派遣 資料や情報の提供	R3	R4	R5	R6	
		継続				

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係
47	環境活動の促進と支援	—
目的	環境アドバイザーの派遣、省エネセミナーなどを開催し、市民や事業者等の環境活動を促進するとともに、ホームページなどで市民等の環境保全活動を紹介するなど、その取組を支援します。	

取組	内容	4年後のイメージ			該当するSDGs	担当課
(再92)環境学習の実施・支援	小中学校、自治会・町内会、市民団体等からの要請により、講師や職員を派遣し、環境学習を行います。	環境学習・環境教育の推進に協力することで、環境に対する市民の関心が高まっています。			4	まちづくり計画課
	年度別指標 要請に応じた講師の選定・派遣 資料や情報の提供	R3	R4	R5	R6	
		継続				

### 5-2 人づくり、仕組みづくり

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係
48	環境教育・環境学習の機会の促進	⑨ 環境面における参加と協働による地域の活性化の推進
目的	環境に関する意見交換会を行う場である「環境ひろば」の活動、地域の課題を地域で考える「地域・団体交流会」の開催、地域住民の環境学習会へのアドバイザーの派遣など、市民、事業者等、市が協働して環境教育・環境学習を促進します。	

取組	内容	4年後のイメージ			該当するSDGs	担当課
(再92)環境学習の実施・支援	小中学校、自治会・町内会、市民団体等からの要請により、講師や職員を派遣し、環境学習を行います。	環境学習・環境教育の推進に協力することで、環境に対する市民の関心が高まっています。			4	まちづくり計画課
	年度別指標 要請に応じた講師の選定・派遣 資料や情報の提供	R3	R4	R5	R6	
		継続				
(101)環境ひろばの開催	環境ひろばを開催し、市民、事業者等、市の環境に関する意見交換を行い、環境学習を促進します。また環境シンポジウムを開催するなど、市民や事業者等への啓発活動を推進します。	環境ひろばを通じて、市民・事業者等・市の環境に関する意見交換が図られ、環境教育・環境学習の機会の促進が図られています。			4, 17	まちづくり計画課
	年度別指標 環境ひろばの開催月1回開催 環境まつり等のイベントで環境に関する啓発を年3回以上実施 環境シンポジウムの開催	R3	R4	R5	R6	
		環境ひろばの開催 月1回開催 環境まつり等のイベントで環境に関する啓発を年3回以上実施 環境シンポジウムの開催 (参加者の満足度：72%)	環境ひろばの開催 月1回開催 環境まつり等のイベントで環境に関する啓発を年3回以上実施 環境シンポジウムの開催 (参加者の満足度：74%)			

通番	主な施策	重点プロジェクトとの関係
49	地域リーダーの育成，ネットワーク化の支援	⑨ 環境面における参加と協働による地域の活性化の推進
目的	わんぱく学校などを通じて，人とかかわりを大切にしながら豊かな地域づくりを担う青少年地域リーダーの育成を進めるとともに，環境教育・環境学習に取り組んでいる環境団体の連携，ネットワークづくりを支援します。	

取組	内容	4年後のイメージ			該当するSDGs	担当課										
(再92) 環境学習の実施・支援	小中学校，自治会・町内会，市民団体等からの要請により，講師や職員を派遣し，環境学習を行います。	環境学習・環境教育の推進に協力することで，環境に対する市民の関心が高まっています。			4	まちづくり計画課										
	<table border="1"> <tr> <td>年度別指標</td> <td>R 3</td> <td>R 4</td> <td>R 5</td> <td>R 6</td> </tr> <tr> <td>要請に応じた講師の選定・派遣 資料や情報の提供</td> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	年度別指標	R 3	R 4	R 5	R 6	要請に応じた講師の選定・派遣 資料や情報の提供									
年度別指標	R 3	R 4	R 5	R 6												
要請に応じた講師の選定・派遣 資料や情報の提供																
(102) 青少年地域リーダーの育成	豊かな地域づくりに貢献できる青少年地域リーダーとしての活動の基礎を学びます。 将来，市の地域のリーダーや青少年委員として活躍する人材を育成します。	青少年地域リーダー講習会受講者を中心に，中学生，高校生，大学生が地域のイベントにボランティアとして積極的に参加されています。			4	社会教育課										
	<table border="1"> <tr> <td>年度別指標</td> <td>R 3</td> <td>R 4</td> <td>R 5</td> <td>R 6</td> </tr> <tr> <td>青少年地域リーダー講習会参加人数 20 人（単年） 8 回実施</td> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	年度別指標	R 3	R 4	R 5	R 6	青少年地域リーダー講習会参加人数 20 人（単年） 8 回実施									
年度別指標	R 3	R 4	R 5	R 6												
青少年地域リーダー講習会参加人数 20 人（単年） 8 回実施																
(103) わんぱく学校	仲間との交流を通して，自然や文化などに親しみ感受性を豊かにし，互いに思いやり，協力するなどの人間性を育みます。 市内の自然環境や市の歴史を学ぶことで，子どもたちのふるさと国分寺に対する郷土愛を育みます。	わんぱく学校を通じて，児童が体験学習や地域の人との交流を経験することで，国分寺市を理解する機会を与え，郷土愛が育っています。			4	社会教育課										
	<table border="1"> <tr> <td>年度別指標</td> <td>R 3</td> <td>R 4</td> <td>R 5</td> <td>R 6</td> </tr> <tr> <td>参加者 40 人（単年） 11 回実施</td> <td colspan="4" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	年度別指標	R 3	R 4	R 5	R 6	参加者 40 人（単年） 11 回実施									
年度別指標	R 3	R 4	R 5	R 6												
参加者 40 人（単年） 11 回実施																

## 参考資料

(諮問文)

諮問第1号  
令和3年2月16日

国分寺市環境審議会  
会長 中西 由美子 様

国分寺市長 井澤 邦夫

第二次国分寺市環境基本計画実施計画について（諮問）

国分寺市環境基本条例第30条第2項の規定に基づき、下記事項について諮問します。

### 記

#### 1 国分寺市環境基本計画実施計画の改定について

##### 理由

市では、国分寺市環境基本条例第7条第6項の規定に基づき、国分寺市環境基本計画実施計画（以下「実施計画」という。）を策定しています。

この度、令和3年度からの新たな実施計画の改定にあたり、別添「第二次国分寺市環境基本計画実施計画（後期）（案）」について、貴審議会の意見を求めます。

(答申文)

国環審収第1号  
令和3年2月16日

国分寺市長  
井澤邦夫様

国分寺市環境審議会  
会長 中西 由美子

第二次国分寺市環境基本計画実施計画について（答申）

令和3年2月16日付，諮問第1号にて本審議会に諮問のあった標記の件について，別紙のとおり答申します。

(答申書)

答 申 書

令和3年2月16日に行われた、令和2年度第3回国分寺市環境審議会において、慎重審議を行った結果、次のとおり答申します。

国分寺市環境基本計画実施計画の改定について国分寺市案のとおりとする。

## 脚注

---

<sup>1</sup> 重点プロジェクト (P. 1)

環境基本計画を具体的に推進することを目的とし、主な施策の中から分野横断的に相乗効果を発揮するような重要性の高い施策により構成されるプロジェクトです。(環境基本計画第5章)

<sup>2</sup> 環境審議会 (P. 2)

国分寺市環境基本条例(平成16年条例第21号。以下「条例」という。)第30条に基づいて設置される市長の附属機関です。「市の環境の保全、回復及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を審議するため」に設置しています。

<sup>3</sup> 環境ひろば (P. 2)

条例第28条に基づいて「市民及び事業者が環境の保全、回復及び創造に関する意見を自由に交換するため」に設置しています。

<sup>4</sup> 環境推進管理委員会 (P. 2)

条例第27条に基づいて設置される委員会で、「環境基本計画に基づき実施される施策等に関し、進捗よく状況の管理及び評価を行うため」に設置しています。

<sup>5</sup> 環境報告書 (P. 2)

条例第26条において、「市長は、毎年度、環境基本計画の適正な進行管理を行うため、市の環境の保全、回復及び創造に関する施策の実施状況を、環境報告書として公表しなければならない」と規定しています。

<sup>6</sup> 開発区域 (P. 17)

開発事業に係る土地の区域のことで、土地利用を行う範囲を指します。

<sup>7</sup> 雨水浸透施設の設置 (P. 21)

終末処理場(水再生センター)に、豪雨等により処理能力以上の下水が流入することで、未処理の下水が河川にそのまま放流されることがあります。雨水を地中に浸透させ下水道への流入量を減らすために雨水浸透施設を設置します。二次的効果で湧水涵養にも貢献できます。

<sup>8</sup> 環境に配慮した物品の購入 (P. 26)

代表的な例として、森林認証材(適正に管理された森林から産出された木材)の利用が挙げられます。こうした木材を利用することで、間接的に森林の保全に寄与することとなります。身近な点でいえば農産物の地産地消もこの取組の一種といえます。

---

<sup>9</sup> 低公害車 (P. 27)

ここでいう低公害車は、ハイブリッド車や電気自動車に限定したものではありません。

<sup>10</sup> 公共施設等における空間放射線量の測定 (P. 29)

「市放射能対策に関する基本的な対応方針」に定める定点以外にも適宜測定を実施しています。

<sup>11</sup> 環境家計簿モニター制度 (P. 40)

地球温暖化防止対策のため、家庭で使用するエネルギー使用量（電気・ガス）を環境家計簿として記録し、結果を市に報告していただく制度です。

<sup>12</sup> エコミュージアム (P. 47)

樹林地や水辺などの地域環境を野外展示物として捉え、博物館と見立てて活用することをいいます。





第二次国分寺市環境基本計画 実施計画（後期）

令和3年3月決定

発行：国分寺市

編集：まちづくり部 まちづくり計画課